

令和7年第1回設楽町議会定例会（第1日）会議録

令和7年3月4日午前9時00分、第1回設楽町議会定例会（第1日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|--------|--------|
| 1 村松一徳 | 2 村松純次 | 3 原田純子 |
| 4 原田直幸 | 5 七原 剛 | 6 金田敏行 |
| 7 山口伸彦 | 8 田中邦利 | 9 今泉吉人 |
| 10 加藤弘文 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	村松 一	企画ダム対策課長	今泉伸康
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	松井良之
産業課長	遠山雅浩	保健福祉センター所長	依田佳久
建設課長	村松浩文	町民課長	小川泰徳
財政課長	関谷 恭	教育課長	加藤直美

4 議会事務局出席職員名

事務局長 今泉 宏

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 施政方針説明
- 日程第6 教育方針説明
- 日程第7 同意第1号
設楽町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 議案第6号
東三河広域連合規約の変更について
- 日程第9 議案第7号
町道路線の一部廃止について
- 日程第10 議案第8号
指定管理施設及び指定期間の変更について

- 日程第11 議案第9号
アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第10号
設楽町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第11号
設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号
設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号
設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第14号
設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第15号
設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第16号
設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第17号
設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号
設楽町道路占用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第19号
設楽町流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第20号
令和6年度設楽町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第23 議案第21号
令和6年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第24 議案第22号
令和6年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第23号
令和6年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第24号
令和6年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第25号

- 令和6年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第1号）
日程第28 議案第26号
令和6年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第2号）
日程第29 議案第27号
令和6年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第2号）
日程第30 議案第28号
令和6年度設楽町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
日程第31 議案第29号
令和6年度設楽町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第32 議案第30号
令和7年度設楽町一般会計予算
日程第33 議案第31号
令和7年度設楽町国民健康保険特別会計予算
日程第34 議案第32号
令和7年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算
日程第35 議案第33号
令和7年度設楽町町営バス特別会計予算
日程第36 議案第34号
令和7年度設楽町つぐ診療所特別会計予算
日程第37 議案第35号
令和7年度設楽町田口財産区特別会計予算
日程第38 議案第36号
令和7年度設楽町段嶺財産区特別会計予算
日程第39 議案第37号
令和7年度設楽町名倉財産区特別会計予算
日程第40 議案第38号
令和7年度設楽町津具財産区特別会計予算
日程第41 議案第39号
令和7年度設楽町簡易水道事業会計予算
日程第42 議案第40号
令和7年度設楽町下水道事業会計予算

会 議 録

開会 午前9時00分

議長 皆さんおはようございます。大変寒い日になりました。三寒四温で体調を崩しやすい時期ではありますけども、定例会初日ということで、3月定例会のほう、体調を整えて、よろしくお願いをします。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和7年第1回設楽町議会定例会第1日を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を議会運営委員長より報告願います。

6 金田 令和7年第3回議会運営委員会結果の委員長報告を行います。

令和7年第1回定例会第1日の運営について、2月27日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第1、日程第2は、従来どおりです。

日程第3「諸般の報告」は、議長より例月出納検査結果報告と議員派遣の報告があります。

日程第4「行政報告」及び日程第5「町長の施政方針説明」は、町長より報告と説明があります。

日程第6「教育方針説明」は、教育長より説明があります。

本日提案されている案件は、町長提出36件です。

日程第7、同意第1号から順次1件ごとに上程しますが、日程第13、議案第11号から日程第15、議案第13号までの3議案、日程第16、議案第14号から日程第17、議案第15号までの2議案、日程第20、議案第18号から日程第21、議案第19号までの2議案、日程第22、議案第20号から日程第31、議案第29号までの10議案、及び日程第32、議案第30号から日程第42、議案第40号までの11議案は、一括上程します。

日程第7、同意第1号、日程第8、議案第6号、日程第9、議案第7号、日程第10、議案第8号及び日程第22、議案第20号から日程第31、議案第29号までの10議案につきましては、本日採決です。日程第32、議案第30号から日程第42、議案第40号までの当初予算につきましては、予算特別委員会を設置して審議することとします。

一般質問は、定例会第2日の3月13日に行います。

詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧を御参照願います。

以上で、委員長報告を終わります。

議長 ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしく願います。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題とします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番七原剛君及び6番金田敏行君を指名します。よろしく願います。

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。

本定例会の会期は、本日3月4日から3月25日までの22日間としたいと思えます。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。

議長として、例月出納検査について、報告します。

監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和7年1月、2月実施分の結果報告が出ており、事務局で保管しております。必要な方は閲覧をお願いします。

次に、議員派遣について、会議規則129条第1項ただし書きの規定により、7ページのとおりに議員派遣の報告をします。

次に、陳情書の取扱いについて、タブレットに載せてありますとおりに、陳情書3件、要望1件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情書の受理番号1、2、3と、要望1は議長預かりと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」及び日程第5「施政方針説明」を行います。

町長から、申出がありましたので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。3月定例会初日の開催に当たりまして、議員各位におかれましては御大変お忙しい中、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

3月に入り、本年度もあと一月を残すところとなりました。

寒の戻りがあるものの、日に日に春の気配を感じるようになってきましたので、早く桜が咲く穏やかな季節が来るよう願っておるところであります。

それでは行政報告をさせていただきます。

まず4月1日から統合を行い、新しい保育園となります田口・清嶺保育園についてであります。

皆さん御存じのとおり、田口宝保育園より、令和5年1月27日に提出されました請願書に基づき、私立保育園の公立化の検討をしております。しかし、検討を進める中で、4園となる公立保育園を運営するには保育士の確保ができないという理由から、公立化と清嶺保育園との統合について検討をしております。

現在は、法人の解散手続や園舎の無償譲渡基本合意書の締結、土地の無償賃貸契約などの事務手続を進めておるところであります。今後は、今月21日に清嶺保育園、22日に田口宝保育園での卒園式の後に閉園式を行い、4月7日月曜日に田口・清嶺保育園の入園式で、新たな保育園としてスタートいたします。

次に、来る3月23日日曜日午前10時より旧田峯小学校にて設楽町地域おこし協力隊の活動報告会を開催いたします。現在、設楽町では8名の地域おこし協力隊員が団員が活動しており、彼らの活動は広報したら等でもお伝えをしておるところでありますけれども、改めて活動報告の発表と成果の展示を行い、活動への理解を深めていただきますとともに、協力隊員がビジネスマッチングの場としても活用できるよう、民間企業の方々に御来場をお声かけをしておるところであります。当日、会場ではキッチンカーの出店もございますので、町民の皆様には楽しみながら協力隊活動をしていただき、さらに協力隊員においては、任期満了後のビジネスチャンスをつかむ場として活用していただきたいと思います。

本日は、同意1件、議案3件、条例11件、補正予算10件、令和7年度当初予算11件、合計36件を上程させていただきます。本会議及び委員会で慎重審議の上、

適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます、定例会初日の行政報告とさせていただきます。

続きまして、施政方針について説明をさせていただきます。少し長くなりますのでよろしくお願いいたします。

本日、令和7年3月議会定例会の開会にあたり、令和7年度の当初予算案並びに諸議案を上程し、御審議いただくことに先立ちまして、私の所信の一端と予算の大綱を申し上げます。

本年度は、任期最終年度の予算編成となります。予算編成においては、第2次総合計画後期計画の実現と、選挙公約であります「次世代にしっかり繋いでいけるまちづくり」、「皆さんと一緒に創る未来へのまちづくり」を進めるため、地区懇談会などを開催し、町民の方からの貴重な御意見、御要望などをいただきながら取り組んできておるところであります。

今後も人口が減少し、人手不足、地域社会の維持が困難になるなどの社会課題が深刻化していく中、デジタル技術を活用し、公的サービスを利便性の高いものに変革し、また、自治体としての競争優位を確立していく必要があると考えております。

昨年度は小中学校の統合があり、本年4月からは、私立保育園と公立保育園が統合し、公立保育園が3園となり、これまでどおりの事業や施策の実施、施設維持が困難になることも見込まれておりますけれども、10年後の町の将来を見据え、全世代の町民の皆さんが、健康で楽しく生活するとともに希望の持てる町を実現すべく、令和7年度予算の編成を行いました。

最初に、国の令和7年度予算の基本方針など、次に県の予算編成方針、続いて、町の当初予算編成方針、最後に、当初予算の概要の順に申し上げます。

はじめに、国の令和7年度予算の基本方針等について申し上げます。

国の基本方針では、「成長と配分の好循環」及び「賃金と物価好循環」の実現、「社会課題の解決」と「持続的な経済成長」の実現に向け、科学技術等の分野において経済全体の成長の生産性を高め、物価上昇を上回る所得の増加の実現と合わせることにより、国民一人一人の生活実感を高めていくこととしています。

地方財政対策では、地方公共団体の行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう一般財源総額は、令和6年度を上回る額を確保し、DX、防災減災対策を推進し、人件費の増加や公共施設の集約化・複合化への対応など、昨年度同様、こども・子育て政策強化に係る財源の確保、地域の脱炭素化の推進のほか、自治体施設の光熱費高騰への対応経費が計上されておりところであります。

次に、愛知県です。

県税収入は、前年度と同水準を見込み、歳出では扶助費や人件費といった義務的経費が増加することなどから、厳しい財政運営が続く状況であるが、イノベーションを創出する好循環を生み出す日本のエンジンとして、将来にわたって我が国の発展をリードし続けられるよう「愛知発のイノベーション&成長戦略」及び13項目を重点として予算を編成しています。

次に、町の当初予算編成方針について申し上げます。

第2次設楽町総合計画に掲げた「まちに活気・まちに愛着・まちに自信」の具体化に向け、各施策を着実に実行していくことを基本としています。

基本方針では、持続可能な社会を実現するため、設楽ダム完成の延伸に伴う関連する事業計画等の見直しの実施、普通交付税等の一般財源の確保、町債の新規

発行額の抑制、公共施設等総合管理計画の計画的な実施、G X ・ D X の推進などを予算編成方針の柱にしました。

最後に、当初予算の概要について申し上げます。

町財政の中期的な見通しでは、今後、人口減少等により税収等の歳入減が見込まれています。そのため、歳入に合わせた予算規模にしなければ、将来にわたる持続的な可能なまちにつながらないという危機感があり、町の貯金である財政調整基金に過度に頼らない予算とすることが財政のスリム化につながると考えて進めてまいりました。

事業検証・評価をするなど歳出の削減に努めてまいりましたが、令和7年度の当初予算総額は過去最大となり、財政調整基金の取崩しも微増となりましたが、今後もこの考え方に基づいて、財政調整基金にできるだけ頼らない予算を目指してまいります。

また、設楽ダム建設事業が令和16年度まで延伸され、今後も町道などダム関連事業も続き、事業費の増加が見込まれています。その他、人件費・公債費の推移などの義務的経費が増加することなどから、厳しい財政運営となりますけれども、これらの状況に対応するため、令和7年度から設楽町第3次総合計画、第2期設楽町公共施設等総合管理計画の策定に着手し、ダム関連事業の進捗に併せ、中期的な財政計画の見直しに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

一般会計と8つの特別会計及び簡易水道、下水道の公営企業会計を合わせた当初予算の規模は、過去最大の98億4,995万円で、前年比8.5%増の7億7,305万円増額となりました。

そのうちの一般会計は、65億8,332万円で前年比10.7%増の6億3,527万円の増額となりました。

一般会計が増えた要因には、民間企業の賃上げの影響もあり、人件費が約8,000万円の増、令和3年度に借入れた過疎債等の元金償還が始まったことにより公債費が約9,100万円の増、特別会計・公営企業会計への繰出金が約1億6,000万円の増、新規で北設情報ネットワーク民間移行事業が約1億4,600万円を計上したことなどによるものです。

主な新規事業は、北設情報ネットワーク民間移行事業のほか、水力発電事業P F Iアドバイザー業務委託、合併20周年記念事業やコロナ渦で中断をしていた中学生海外派遣を再開いたします。また、昨年引き続きD X を推進していくため職員の研修委託などの計上をしております。

その他、アジア各国のジュニアユース選手が集まるA s J Y O C——アジアジュニア・ユースオリエンテーリング選手権が開催されます。多くの参加者にきていただき、設楽町のP R につながればと思っております。

その他の会計では、簡易水道事業会計で、導水管工事や配水管等布設替え工事等により、前年比6.8%増の7,202万円を増額し、下水道事業会計で令和8年度までに田口地区全域の供用開始を行うため、管渠布設工事が増え、前年比16.0%増の1億7,735万円の増額となりました。

続いて、主な事業、新規事業などを説明をいたしますが、基本としては第2次総合計画にある「まちづくりの6つの行動指針」に沿った形で説明をまいります。

最初は「みんなが主役の全員協働のまちづくり」についてであります。

第2次総合計画の後期計画にある「ともに考えまいプロジェクト」を行政と住民、事業者、地域組織等との協働で進めてまいります。このプロジェクトを進めるには、町民の皆さんとの対話が必要不可欠であり、令和7年度も地区懇談会を実施する予定であります。職員も地域へ積極的に出向き、町民をはじめ様々な方と継続的な対話の中で相互理解が深まるよう取り組んでまいりたいと思います。

そのための具体的な事業といたしまして、全行政区の地区懇談会を昨年度に引き続き開催し、事務事業の改善や見直しを行います。

令和9年度から始まる第3次設楽町総合計画に向け、本年度から策定に取り組み、町の将来を見据えた計画づくりを行います。

移住定住を推進するため、地域おこし協力隊制度の活用や特定地域づくり事業協同組合を支援し、地域の課題解決や地域づくり人材の確保を目指します。

アウトドアカレッジを定期的で開催することで、住民の皆さんはもちろん、町外の方や事業所など、多様な主体を交えての協働のまちづくりを進める場を創出してまいります。

2番目は、「森と水が生きる環境共生のまちづくり」についてであります。

恵まれた緑と水の自然環境の保全を図るとともに、これらの資源の有効活用や魅力づくりにつながる施策を展開します。

具体的には、設楽ダムに係る水力発電施設については、PFI等民間活力を導入するためPFIアドバイザリー業務委託を実施いたします。

環境衛生対策としては、安定した可燃ゴミの搬送を継続するため、北設広域事務組合へ負担金を支出いたします。

昨年に引き続き、新城市、北設3町村及び長野県根羽村と新しいゴミ焼却施設の建設に向けたゴミ処理の広域化を進めるための基本構想の策定を進め、基本計画の作成に着手いたします。

森林整備を促進するため、山林所有者を対象に、チェーンソーやヘルメットなどの購入費助成を引続き行います。

3番目は、「地域産業の魅力と活力あふれるにぎわいのまちづくり」についてであります。

農業、林業、水産業や商工業など町の産業を取り巻く環境は、時代の変化、少子高齢化や人口減少により後継者不足に直面し、事業継続が難しい事業者もあり、大変厳しいものとなっています。しかしながら、SNSなど人と人を繋げる情報サービスの普及や道路網の整備、設楽ダム建設事業の本体工事着手による流入人口の増加を生かして、地域産業の活力と魅力を引き出し、観光施策と連携させて活性化を進めてまいります。

具体的には、段戸裏谷原生林——きららの森については、基本構想の策定や事業者募集に向けた資料作成を委託いたします。

今年も開催予定の世界ラリー選手権については、昨年の反省を踏まえて観戦場所の選定・運営方法などを検討し、更なる町のPRとイメージアップを図ります。

「アウトドアのまち したら」を普及、推進するため、アジアジュニア・ユースオリエンテーリング選手権大会開催期日に合わせ、合併20周年記念オリエンテーリング大会を開催いたします。

4番目は、「安全で快適な暮らしやすいまちづくり」についてです。

将来を見据え、持続可能な暮らしやすい環境を提供していくため、水道や下水道を始めとする生活環境の充実や道路網を始めとする交通環境の整備を図ります。

具体的には、引続き、自主防災組織の活動を支援しますとともに、防災力、減災力強化に必要な資機材購入の助成を行います。

地域の防犯力の向上を促すため、自主防犯団体などが防犯カメラの設置をする場合、経費の一部を助成をします。

消防力を維持するため、老朽化した消防ポンプ自動車を1台更新します。

バス停環境整備の一環として、田口バス停の待合室の整備やデジタルサイネージを設置いたします。

水道事業については、適正な施設の維持管理に努めますとともに、田口地区の配水管の耐震化更新工事を進めます。

田口地区公共下水道整備事業につきましては、令和8年度の田口地区全域での供用開始に向け、管渠工事及び舗装復旧工事を進めますとともに、宅内工事の推進を図り加入率の向上に努めます。

農業集落排水事業については、名倉地区で施設改修を進めます。

北設広域事務組合で運営しております情報ネットワーク事業につきましては、安定的なネットワーク環境を確保するため必要な費用を負担をいたします。また、令和7年度から令和9年度の3か年で北設情報ネットワーク民間移行事業を実施し、快適な通信環境を整備します。

町道は、適切な維持、管理に努めますとともに改良工事を始め、橋梁やトンネルの点検、補修を進めます。併せて通学路安全対策についても、引き続きグリーンベルトやカーブミラー等の設置を図ります。

林道につきましては、森林整備、林業経営の効率化を図り車両の安全確保のため、改良2路線、舗装4路線の整備を進めます。

広域農道につきましては、適切な維持管理のほか、改良や舗装の修繕を進めます。その他の農道につきましても舗装等の整備を進めます。

町民が快適に住み続けるための良質な住宅の形成と性能維持・向上、省エネルギー化を進めるため、住宅リフォームを継続して支援をしてまいります。

5番目は、「支えあいと助けあいによる安心福祉のまちづくり」についてであります。

子どもから高齢者、障害者、この方々を支える家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、子育て支援、医療・介護、障害福祉及び健康づくり支援等の各種取組を充実し、地域住民がお互いに考え、支え合う地域づくりを進めます。

具体的には、災害時の救護所、クーリングシェルターに指定されております、したら保健福祉センター内のエアコンの修繕工事を行い、町民の安全・安心に備えます。

昨年度策定しました、第3期設楽町子ども・子育て支援計画に基づき、継続的な子育て支援の充実につなげます。

本年4月から私立保育園と公立保育園が統合し、公立保育園3園で運営してまいります。更なる適切な保育の実施を図り、子どもセンター中心に多様な子育て支援サービスを継続いたします。

つぐ診療所においては、在宅医療の充実と一層患者に寄り添った医療サービスを提供いたします。本年は、雨漏りで腐食したキャノピーの修繕工事を行います。

介護保険につきましては、第9期東三河広域連合介護保険事業計画に基づいて各種事業を進めてまいります。

高齢者等ふれあいゴミ収集事業の継続、介護予防活動グループへの支援のほか、交流の場所の提供として、認知症カフェを実施いたします。

国民健康保険は、愛知県との共同運営のもと事業を進めますが、安定した財政運営のため段階的に適正な保険料率への見直しを行います。

健康日本21・設楽町健康づくり計画及び設楽町自殺対策計画の中間検証による見直しに基づき、町民の心と体の健康を支援する環境づくりを進めてまいります。

基本健診やがん検診においては、受診しやすい体制整備を維持しますとともに、個人負担費用の無償化、高校生以下の子どもと65歳以上の高齢者のインフルエンザ予防接種の費用の全額補助など、町民の健康寿命の延伸につながる支援を継続いたします。

最後は、「人とまちの未来を育む教育文化のまちづくり」についてであります。

町民全ての方が、町に誇りと愛着を持ち、まちの未来を担う人材として活躍することができるよう、学びの環境の構築や機会づくりを進めてまいります。

具体的には、児童・生徒の減少推計を踏まえ、今後の小中学校の在り方について、学校規模適正化推進委員会を設置して検討してまいります。

新たに沖駒地区の児童を送迎するため、スクールバス沖駒線用の車両を1台購入いたします。

世界的な広い視野を養うため海外での生活を経験し、ふるさとの良さ、違いを発見し、将来の担い手になってもらうため、中学生海外派遣事業を再開いたします。

児童生徒用のタブレットの更新や、ネットワークアセスメント調査を行い、調査結果を踏まえ校内Wi-Fi環境を整備し、学習環境を整えてまいります。

奥三河郷土館では、独自の企画展などを開催し、更なる集客に努めますとともに、情報発信の場となる取組を継続いたします。

以上、新年度予算の一端を申し上げましたが、「次世代にそして未来につながるまちづくり」の着実な実現を目指して、総合計画にうたわれている「ともに考えまい」をスローガンに、誠心誠意努力していく所存であります。

令和7年度当初予算概要については、以上であります。

どうか、議員各位を始め、町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、私の施政方針といたします。ありがとうございました。

なお、当初予算の詳細につきましては、担当課長が説明をしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

議長 ありがとうございました。次に、日程第6「教育方針説明」を行います。

教育長から申出がありましたので、これを許します。

教育長 令和7年度の設楽町教育行政の方針を申し上げます。

令和9年度を始期とする第2次設楽町教育振興基本計画の策定作業の着手についてです。

町の教育の振興、教育行政を推進するための基本計画として、また、令和9年度を始期とする第3次設楽町総合計画の基本構想を具現化するための個別計画として、令和7年度から策定作業に着手します。

新計画においても、引き続き、町内4小学校の学校規模適正化が大きな課題と認識しています。義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。

学校が児童に対して果たすべき様々な役割、児童数の将来推計を見極めながら、新たな学校統合も視野に入れ、方向性を示します。

検討にあたっては、令和4年9月に制定した「学校規模適正化推進委員会条例」に基づく委員会へ諮問し、調査及び審議をしていただきます。

地域で学校運営を支えていく体制を整えるため、コミュニティ・スクールの設置を進めます。

子供の成長は、地域の中で多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであることから、地域の支えが必要となります。町内全域の生徒が学ぶ設楽中学校を拠点とし、4つの小学校がそれぞれの地域の中心組織となるような考え方の下で検討いたします。

また、地域が学校運営に参加することで、教職員の多忙化解消などの働き方改革の一助となることも期待されます。

中学生の海外等派遣事業についてです。

コロナ禍を契機として令和2年度から見合わせておりました中学3年生を対象とする海外派遣事業について、生徒たちが世界に目を向け広い視野を持つ契機となる取り組みとして再開します。

ニュージーランドでのファームステイにより、異国での農業体験を中心に、現地の中高生との交流も行います。特別な支援を要するために海外渡航が難しい生徒については、北海道へ派遣し、公共交通の体験、ファーム体験を中心に研修いたします。小中学校でのキャリア教育を推進し、特に地元企業での学習機会を設けることで、地場産業に対する理解を深め、地域を愛する心を育みます。

I C Tを積極的に活用した教育を推進します。

小中学校全ての普通学級へ設置した電子黒板へのデジタル教科書の活用及びタブレット端末との連携等により、G I G Aスクール構想の下での授業の実践に努めます。導入後5年を経過したタブレット端末について、愛知県が中心となって進める共同調達に参加し、機種更新を行います。

子どもの世界ではいじめ、大人の世界ではハラスメントなどが、なかなか絶えることがない社会となっています。最近では特にSNSの利用による教員や生徒の不適切な行為等も問題視されています。学校、地域、家庭、行政などの関係機関が連携し、これらの事案を放置することのないよう、日ごろから取り組んでいく体制を整備します。

児童生徒や保護者、教職員が悩みごとを相談できるようなメンタルヘルスに関する体制の構築を図ります。

教職員の多忙化解消、働き方改革の推進に努めます。

令和6年度から準備を進めてまいりました、全小中学校における統合型校務支援システムについて、令和7年度から本格稼働します。出欠席、成績処理、学籍管理、健康管理などの児童生徒情報及び怠管理、行事、連絡調整等の学校事務を統合した校務情報を一元管理・共有します。業務負担が軽減できることに加え、教職員一人一人が各種情報を共有をすることで、多角的な視点で主体的な行動できるよう、学校運営を支える情報基盤を整備します。

学校・教育委員会と保護者のスマートフォンを繋ぐ連絡ツールとして民間会社から無償提供されている連絡アプリを有効活用します。保護者が時間にとらわれずに欠席連絡できることのほかに、学校からの過去の連絡一覧を容易に確認できること、御家族の複数の保護者等が登録していただくなどにより、御家族を巻き込んで、学校情報を正確かつ強力に発信していきます。

令和6年度から導入の教頭業務支援員については、教員の超過勤務時間の削減等の顕著な導入効果が認められましたので、引き続き配置することで、多忙となっている校務を支援します。

また、どんな働き方をしたいのか、どんな学校にしたいのかなど、教職員全員で対話し、理想とする職場にアップデートできるような学校づくりに努めます。気兼ねなく、定時に帰れる雰囲気づくりにも努めます。

中学校部活動について、国・県による部活動のあり方の方針を踏まえ、地域スポーツクラブ、学校、教育委員会等の関係者が連携の仕方を検討し、地域移行を進めます。

町民文化祭については、奥三河総合センターの改修工事があるため、つぐグリーンプラザで開催します。田口高校の文化祭と出演、出展などの連携協力をしていくとともに、幅広い年代で参加できる催しとします。

学校給食のセンター（仮称）の建設についてです。慢性的な調理員不足及び既存の調理施設の老朽化等の課題解消を図り、安定的に、安心・安全でおいしい給食を提供するために、引続き、学校給食センター（仮称）の建設事業を進めます。

令和10年9月の供用開始を目指す中で、令和7年度においては、関係者、関係機関から意見を徴収しながら基本設計及び実施設計を完了させます。

奥三河郷土館は、歴史・文化を学ぶ教育施設という位置づけにとどまることなく、道の駅したらの中核として、観光や交流事業との連携を推進します。

令和7年度は、戦後80年となることから、所有する資料をはじめ旧田峯小学校で保存している「青い目の人形」を展示しながら戦争と平和をテーマに特別展を開催します。

また、町内各所に存在する史跡、文化財をめぐる機会をつくり、町の魅力を発見してもらうと同時に交流人口の増加につなげます。保有する貴重な文化財を有効活用することにより、広く町内外へ設楽町の情報発信をしてまいります。

教育を取り巻く環境は、社会情勢の変化にともない、様々な状況に変化し続けます。どのような状況となっても、教育行政が少しでも滞ることにはなりません。設楽町の宝である子どもたちの健やかな成長を願い、地域や学校と連携して、また、町当局と協議・調整を重ねながら、着実に教育行政の推進を図ります。議員各位をはじめ町民の皆様にも、なお一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、令和7年度の教育方針といたします。

議長 ありがとうございます。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 例年ここでペーパーをお配りすることになっていますが、今年からペーパーレスということで、パソコンのほうにアップをしていただくということになりましたので、よろしく御了解ください。それでは、55分まで休憩をとりたいと思います。お願いします。

休憩 午前9時45分

再開 午前9時55分

議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7、同意第1号「設楽町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。本案について、提案理由を説明してください。

副町長 おはようございます。本日は、よろしく願いいたします。

おはようございます。本日はよろしく願いいたします。

それでは、同意第1号「設楽町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を説明いたしますので、資料の9ページを御覧ください。

本議案は、現委員の任期が本年3月30日で満了することに伴い、下記に記載する推薦及び募集に応じた近藤肇さんはじめ8名の候補者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

各委員候補者の生年月日、住所等は議案に記載のとおりでありまして、8名のうち、新たに委員になれる方は、小川晃徳さん、近藤肇さん、佐々木裕也さん、伊東敦彦さん、金田治久さんの5名です。この5名を除く3名の方は、いずれも再任の農業委員会会員であります。なお、任期は同法律第10条第1項の規定によりまして、3年間であります。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。同意第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

8 田中 ただいまの説明にあわせまして、自薦、他薦の区別はどうなっているでしょうか。

産業課長 おはようございます。よろしく願いいたします。

基本的に推薦という形にさせていただいております。12月に説明会を区長さんと農業委員さんにやらせていただいているんですが、その中でも話しておりますが、地区推薦、それから愛知東農協推薦というこれまでの枠がありまして、例えば農業者の多い名倉、津具については2名、2名とか、そのほかの地区は1名とかいうような、こちらの希望の枠はあるんですが、それぞれ推薦という形にさせていただいております。区長さんたちに、そこの説明会の場で相談を差し上げて、御検討くださいという形で、区長推薦、それから愛知東農協組合長推薦という形で出させていただいているものがあります。それから、なおかつ、それ以外の方の排除もありませんので、一般で手を挙げられる方もありという形の併用でやらせていただいております。

以上です。

8 田中 応募して自己推薦っていう方が1人みえると思うんですが、確認したいんですが。

産業課長 1名、自分の応募という形の方が1名いらっしゃいます。他の7名の方が推薦という形になります。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論を終わります。同意第1号の採決をします。採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

同意第1号は、同意することに決定しました。

議長 日程第8、議案第6号「東三河広域連合規約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第6号「東三河広域連合規約の変更について」を御説明いたしますので、資料の11ページを御覧ください。

本議案は、東三河広域連合で処理する事務を変更するため、地方自治法第291条の3第1項の規定により、東三河広域連合規約の変更について協議する必要があるため、同法第291条の11の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

規約の変更内容につきましては、次期計画、第3期東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組内容に基づき変更するものであります。

東三河広域連合規約の第4条に、広域連合の処理する事務が規定されておりますが、その第11項にまち・ひと・しごと創生法、第12項に規定する計画、いわゆる第3期東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略に規定する事業の中で、持続可能で住みよい東三河を目指して取り組む基本目標の4項目について変更するものであります。資料の12ページを御覧ください。

4項目は資料に記載のアからエであります。

東三河住民の交流拡大に関すること。

2つ目として、東三河の魅力発信に関すること。

3つ目として、東三河で就業の理解促進に関すること。

最後に、若者に対するチャレンジの機会提供に関すること。

以上であります。

施行期日は、令和7年4月1日であります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第6号の質疑を行います。質疑はありませんか。

8 田中 12項で重点事項が変わるということなんですが、この考え方というのか、どのような内容というのか、力点が変わって、重点事項は変わったと思うんですが、それはどういうような、簡単に言うと、どういうことで、この4つの項目に変わったのか、その点をお知らせください。

企画ダム対策課長 この規約変更につきましては、8市町村、議会議決を頂くというところで、その後、県へ変更許可申請という形で許可を頂く形で進んでおります。

この内容につきましては、例年というか、計画が変わるたびにこの言葉の部分が変わった時点で議決を必要とするという形になっております。若干この4項目につきましては、似たような内容の部分もございますが、言葉のフレーズが変わるたびに議決が必要だという話でいただいております。

で、内容といたしましては、まず、基本目的の、人の流れづくりということで、これは8町村の休日における滞在人口率をまず増やそうという話と、もう一つは、若者のなりわいづくりとして、若者の15歳から29歳の割合を増やしましょうというような目標が大きな目標となっております。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第6号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第9、議案第7号「町道路線の一部廃止について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第7号「町道路線の一部廃止について」を説明しますので、資料の13ページを御覧ください。

道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線の一部廃止について、同条第3項の規定に基づき、町道路線の一部を廃止したいので議会の議決を求めるものであります。

資料の12ページ以降の位置図等を参照してお聞きください。

廃止する路線及び内容は、川向地内の町道マンゼ新直線について、設楽ダム建設工事に伴い、ダム本体工事で発生する残土を川向地内に残土処分地として盛土施工するため、国より、道路法第18条第1項、道路の区域の決定及び供用の開始等に基づく依頼を受け、当路線の一部について廃止が必要となるため、廃止の手続を進めるものであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第7号の質疑を行います。質疑はありませんか。

8 田中 この案は延坂に広い盛土区域をつくって、これは、目的は公園をつくるということですか。

企画ダム対策課長 はい。この町道廃止に伴いまして、持っていく最終形としては、一応、川向公園というものを目的としています。もちろん、小松、田口の道路部分も多少差しかかる部分もありますが、そういった目的となっております。

8 田中 そうすると、この地区にどのぐらいの土が、残土がここに運ばれて盛土されるのかということをお知らせください。そうすると、また新たに廃止路線を追加して、地域を広げるように受け取れるんですけども、その処分量は当初の予定からどのぐらい増えたのかということを知りたいわけです。

それから、交流拠点の、ダム堰堤の掘削した残土というか、土がたくさん出て、今、交流拠点、山のように——山にはなっとるんですが、すごく高く積み上げているのですが、その盛土はここにも移動されるのか教えてください。

企画ダム対策課長 この立米数については、まだちょっと把握しておりません。交流拠点にある土地を運ぶか否かもちょっとはつきり答えられませんので、また調べて報告します。

8 田中 そうしますと、ダムサイトの工事が出る土は、ここへ持ってくるということは、そこら辺ははつきりしてないということのように聞こえたんですが、そうしますと、今の交流拠点に積み重なっている残土はどこかへ。まだ、どんどんどんどん出ますから、どこかへ残土置場をつくらなければならない、そういうことなんですけども、その候補地なんかも聞かれていないのでしょうか。

企画ダム対策課長 現在、残土処理場としては、最終地点としては3公園と、あと、それにあふれてきた残土処理場としては、長江スタベ線の盛土というふうなことで聞いております。

議長 はい。それでは、ほかにありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第7号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第10、議案第8号「指定管理施設及び指定期間の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第8号「指定管理施設及び指定期間の変更について」を説明しますので、資料の19ページを御覧ください。

この議案につきましては、去る2月21日の議会全員協議会で説明していただいた内容でございます。

現状は、令和6年3月26日に議決された議案第10号「指定管理者の指定について」に基づき、設楽町田口特産物振興センターを含め5施設の指定管理者として、一般社団法人設楽町公共施設管理協会が令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3か年の指定期間で指定管理に関する協定を締結し、管理していただいております。

しかし、先日の議会全員協議会で説明させていただいたとおり、5施設のうち、本年度をもって、設楽町田口特産物振興センターにつきましては指定期間を変更することで指定管理を終了し、指定管理対象施設から外し、令和7年度からは町の直営管理とするものです。そのほかの4施設は継続して指定管理していただきます。

このことに伴い、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理施設及び指定管理期間を変更することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、設楽町公共施設管理協会とは協議し、内諾を頂いておりますので、本日の議会議決を賜った後、設楽町公共施設管理協会との協定の変更、住民周知等を行ってまいります。

説明については以上でございますが、議会全員協議会で説明したときの質問に答えられなかった件について、産業課長より説明をさせていただきます。

産業課長 では、その折に十分な説明ができなかった町直営の場合の経費の見込額、229万1,000円の内訳ということで七原議員のほうから御質問を頂いたんですが、それについて、改めてこの場をお借りして説明させていただきます。

この根拠内訳なんですけれども、次年度、7年度の指定管理を行うという前提で準備をずっと進めてきていたわけなんですけど、その形で事業者、公共施設管理協会から提出され、内容を協議しておりました指定管理の日の積算の内訳をベースとして、判断したものであります。

具体的には、まず施設管理必要額の総額、人件費とか、光熱水費、消耗品費、通信料もありますし、空調機器等の保守点検料もあるんですけども、そうしたものの総額が527万1,000円という数字になっておりまして、そこから係員の常駐がなくなるということで、その人件費、保険料等賃金ですね、326万4,000円を差し引いたということです。さらにそこから収入分を引かなきゃいけないということで、使用料収入は28万3,000円という積算をしておりまして、それをそれぞれ引きますと、172万4,000円、こういう数字が出ました。これまず一つです。

それから、係員が常駐しなくなるということで光熱水費も減額をしなければということで、この減らし方がなかなか難しかったんですけども、基本料金等もあるし、その上乘せが、水道料、電気料はそれぞれでどうなるかということもありませんでしたが、この時点では一律で70%という形にさせていただいたということで、これが30万7,000円。

そして、その2つプラスで、清掃については、前の説明にもさせていただきましたように、清掃についてはシルバーさんをお願いしたいということでありまして、清掃経費を上げさせていただきました。どうなるか、その利用状況にもよるんですけども、その時点では週4回、1日3時間で1人という掛け算をしますと87万4,000円という数字が出ました。

このそれぞれを足して引いてということをやらせていただいて、229万1,000円という根拠にしたということであります。

で、その日以降、最終的な当初予算の積み上げのために改めて内容を担当とともに精査したところで、積み上げました結果が、大きくは変わらないんですが、229万2,000円という数字が出ております。

これを当初予算としてまた説明はさせていただくんですけども、それぞれの費目に分けて、今度は指定管理じゃないのでばらばらに振り分けられてしまう、ち

よっと分かりにくいかもしれませんが、それで計上させていただきますので、その折、御審議をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第8号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第8号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第11、議案第9号「アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第9号「アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を説明しますので、資料の21ページを御覧ください。

アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

設置内容といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律の施行に伴うアナログ規制の見直しに該当する設楽町の関係条例等の一部を改正するものであります。

関係する条例につきましては4点ありまして、設楽町公告式条例の一部改正。2つ目として、設楽町町営住宅条例の一部改正。3つ目として、設楽町特定公共賃貸住宅条例の一部改正。4つ目として、設楽町公共下水道条例の一部改正の4条例であります。

施行期日は令和7年4月1日からの適用となります。

だし、第2条及び第3条の規定は公布の日からの施行となります。

設楽町関係条例の詳細な改正内容につきましては、各担当課長から説明をさせていただきます。

総務課長 それでは、総務課のほうから御説明させていただきます。

新旧対照表で御説明させていただきますので、24ページを御覧ください。

まず総務課のほうから、設楽町公告式条例について、規制に伴った改正点を説明させていただきます。

公告の今までのやり方ですけど、改正前を見ていただきますと、「掲示場に掲示」とあります。

ここの子供センターの前と、あと、支所の駐車場……

(「すいません。音が途切れ途切れなんですけど」と呼ぶ者あり)

議長 マイクが悪いですかね、一度確認してください。

総務課長 すみません、失礼しました。

まず、改正前に「掲示場に掲示」という形で、今まで公告する場合ですと、この子供センターの前と津具総合支所の駐車場、そちらのほうで掲示場がありますので、そちらのほうに紙で貼りだして掲示をしておりましたものを、今回のアナログ規制に伴う改正で、条例の公布を町のホームページに掲載して行うということに改正をするものであります。それがまず第2条。

第3条では、今度は規則でございます。

規則につきましても、同じように町のホームページに掲載して交付のほうを行っていく。

第4条では、規程の公表で、同じくホームページのほうで行っていくというような内容でございます。

第5条のほうでは、「議会その他町の機関の定める」とありますけど、例えば選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、そういったもので定めている規則及び規程そういったものもホームページ上で公表していくという改正になっております。

いずれも、この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

総務課からは、以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

建設課長 それでは、建設課から説明させていただきます。

25ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

まず、第2条分として、設楽町町営住宅条例の第3条に入居者の公募の方法として、新聞や指定場所における掲示など公募方法が定めてあるのですが、その方法に5号、町ホームページを加えるものです。

続きまして、第3条分として、設楽町特定公共賃貸住宅条例の第5条、入居者の公募方法として、先ほどと同様に新聞や指定場所における掲示など、公募方法が定めてあるのですが、その方法に、4号、町防災行政無線と、5号、町ホームページを加えるものでございます。

以上でございます。

生活課長 新旧対照表により説明をさせていただきますので、26ページを御覧ください。

設楽町公共下水道条例第8条につきましては、条文中3行目、下線部にありますように、「責任技術者が専属する」を「責任技術者を選任する」に改正するものです。

改正理由につきましては、標準下水道条例第6条の4第1項において、指定工事店は営業所ごとに排水設備工事責任技術者を専属させることを義務付けていることが、アナログ規制の一つである常駐専任規制に該当することから、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づき、責任技術者を営業所ごとに専属する者から選任する者に見直されたため、これに伴い、設楽町公共下水道条例についても、「責任技術者が専属する」を、「責任技術者を選任する」に改正するものです。

続きまして、第13条第1項第10号につきましては、第10号文中の4行目、下線部にありますように、「大腸菌群数」を「大腸菌数」へ改正するものです。

改正理由につきましては、下水道法施行令第9条の11に規定する基準のうち、条例により当該公共下水道から放流水に関する排水基準が定められた項目のう

ち、「大腸菌群数を除く」に関する基準について、「大腸菌数を除く」に改正されたことに伴い、設楽町下水道条例についても基準を改正を行うものです。

生活課からは、以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第9号の質疑を行います。質疑はありませんか。

5七原 説明の一番最後、公共下水道条例のところで1個質問します。

責任技術者が「専属する」と「選任する」ということ今説明をいただいたんですけども、これは、「選任する」になると、今までのようなそこに専属でいなきゃならない、また雇用関係もちゃんと結んでなきゃならないっていうのが具体的なことだったと思うんですが、これ「選任する」っていうふうになると、それは何がゆるくなるんでしょうか。ちょっと説明が分かりにくかったんでお願いします。

生活課長 専属と選任の表現につきましては、専属は拘束力が強く、選任については、職務を行うことに当たって特に常駐の必要がないときが……違う。ちょっとお待ちください。

専属につきましては拘束力が強く、選任については拘束力がゆるくなって……

5七原 すみません、議長。

議長 まだ、回答の最中ですが。

5七原 聞き方がちょっとまずかったかなと思ったんで。

すみません。要は、営業所に専属でというと、例えば設楽町に営業所があればそこに専属していないと駄目だよとか、設楽町に業者もいなきゃ駄目だよ。設楽町に本社があれば当然いるのですけども、そうじゃなくて、設楽町に営業所はあるんだけど、例えば、名古屋支店にいる人が、資格を持った人が、例えば東栄町でも、同じようにこの人が選任してやりますって言って出ていると、設楽町にも同じ名前の人が選任しましたということを出しているということで、営業所にいなくても支店にとか本社におればいいと、いうそういう意味なのか、あくまでその出先にいなきゃ駄目なのかって、そここのところをちょっとお聞きしたかったんです。

生活課長 2つ以上の事業所にまたがって職務を行うに当たって、特に支障がないときは業務を行えるということで選任ということを表現しております。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第9号を、総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第9号を、総務建設委員会と文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第12、議案第10号「設楽町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第10号「設楽町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、御説明いたしますので、資料の27ページを御覧ください。

設楽町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部の改正につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由といたしましては、令和7年1月29日に設楽町特別職報酬審議会へ町長より諮問した設楽町長等特別職の給料月額改定についてにおいて、審議会より、給料月額を引き上げる旨の答申の提出を受け、答申どおり引き上げるため改正するものであります。

改正内容の詳細につきましては、総務課長のほうから説明をさせていただきます。

総務課長 それでは、今の件について御説明のほうさせていただきます。30ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、この説明の前に、今回の人事院の勧告の中で特別職の給料の引上げ率が示されております。1.1%の引上げということで、それをもとに審議会のほうで審議をしてきております。結果、月額で町長が8,000円、副町長が7,000円、教育長が6,000円の給料月額のアップということでありまして、改正後の給料月額につきましては、記載のとおり給料となりましたので、それに伴う、今回の改正となります。

この条例につきましては、この4月1日からの施行ということになっておりますのでよろしくお願いいたします。

総務課からは、以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第10号の質疑を行います。質疑はありませんか。

8 田中 人事院の勧告ということなんですが、1.1%。元が、例えばよその町村でいろいろな給料の額があるんですが、元が違えば1.1%の幅も違ってくると思うんです。これが適切かどうかというのは、委員会でも議論をしてもらおうということになるかと思うんですけども、例えば、近隣市町村の町長、あるいは市長の給与額は幾らなのかと。それから、課長さんの中で最高額は幾らになっているのか教えてください。

総務課長 今手元にちょっと近隣市町村の報酬額の一覧のほうがございますので、委員会のほうで説明させていただければと思っております。

あと、課長で一番給料が高いのは幾らかということですけど、総務課長が、通常課長ですと6級という給料表を使っているんですけど、総務課長になりますと1級上の7級の給料表ですので、金額、ちょっと分かりませんが、勤続年数にもよりけりですけど、私が一番高いのかなって思っておりますけど、ちょっと金額のほうはちょっと申し上げられません。すみません。

8 田中 町長初め、3役が課長よりも低いとまずいんじゃないかという議論があつて、例年、人事院勧告で課長さんたちの給与が上がっていくものですから、それでちょっと上、ちょっと上にしてきたと思うんです。東栄町でいうと65万だそうです。そういうことで、今度、多分改定で東栄町さんも1.1%上積みされていくのかどうか、そこら辺は聞いておりましたら、教えてください。

町長 東栄町も報酬改定をされたというふうに伺っております。金額は、1,000円ずつ低かったかなという、私の記憶ではそういうことです。

議長 ほかによろしいですか。

先ほどの質問は、委員会のほうでまた開示していただくということをお願いします。

ほか、ありましたらお願いします。

4原田(直) 委員会付託ということみたいですので、私が本来は質問できないのでちょっと確認をさせていただきながら、質問をさせていただきたいと思います。

先ほどの田中議員の話とちょっと関連する部分があるんですけども、ここ二、三年ずっと職員の給料上がっていると思います。その部分が今の1.1%に加味されているのか、加味されていないのか、その辺はどういう考え方で特別職報酬審議会に出されたのかなというのが1点。

それからもう一点、非常勤特別職の皆さんがおると思います。6,500円だとかの各種の委員会の委員、それから、監査委員だとか教育委員、それから農業委員と、そういう方々に対して、どういう考え方でこれから町として臨んでいかれるのか、その辺のことをちょっとお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長 1.1%が加味されているかどうかという、まず御質問です。

基本的に報酬審議会の中でいろいろなお話が出ました。もっと上げたらどうか。近隣市町ですと、財政力豊かなところはもっと非常に3役の給料も高いわけですけど、もっと上げたらどうかという意見もありましたし。それで、いろんな議論の中で、今回人勧のほうから示された1.1%で端数処理をして、町長ベースで8,000円のアップというところで決定してきたということになります。

2点目の、ほかの非常勤の方のもんですけど、確かに、例えば社会教育委員ですとか、固定資産評価審査委員会ですとか、もういろんな委員がありますが、日額として6,500円とあります。この6,500円が、ちょっと県内の町村で比べてみますと、一番高いところで、飛島村が1万800円、東浦が1万円、一番安いところで、美浜町が4,000円。そういったかなりの金額の差はあるんですけど、それじゃあほかの市町を見ますと、東郷町ですと、同じく6,500円であったり、豊山ですと6,000円だったり、大口町だと5,900円とか、大体6,000円前後ぐらいの設定が多いようです。

ここで大分金額に開きがあるようであれば、うちのほうも、今回この6,500円というのは報酬審議会にかけなくても、こちらの考えで改正することができるものですから、その辺の他町村との開きが余りにも大きくなったときには見直しの時期なのかなと思っておりますので、そういった指標なんかもありますので、その辺を見比べながら、今後も注意しながら、タイミングを見て、改正が必要なときにはしていきたいと考えております。

以上です。

4原田(直) さっきの1.1%のことなんですけど、一回、職員のアップ率を考えて、私は、町長たち、もうちょっと上げてもいいというふうに思っていますので。そこら辺を考えて、来年もまた多分報酬審議会開かれるような形になるんじゃないかなと思われまので、その辺をぜひ一度加味してやっていただきたいなというふうに思います。

それから、今、総務課長の答えだと、非常勤特別職、おっしゃるとおりでいいと思います。ただ一点、ちょっと考慮してほしいなと思うのは、ちょっと同僚議

員がみえるので余り大きな声で言うと怒られるかもしれませんが、ちょっと監査委員さんの任務に対して報酬がちょっと日数とあれに対して安いんじゃないかなというふうには私は思うので、ぜひその点も、今度その辺考えるときに、ぜひ考慮に入れていただけたらと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長 御意見ということによろしいですか。はい。

ほかにございませぬか。

(なし)

議長 それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第10号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第10号を、総務建設委員会に付託します。

議長 日程第13、議案第11号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第15、議案第13号「設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括して議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第11号から13号までの職員に関する議案について一括して説明をさせていただきます。

最初に、議案第11号「設楽町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」、説明いたしますので、資料の31ページを御覧ください。

設楽町職員の給与に関する条例等の一部の改正につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

条例等とさせていただいたのは、関係する条例が8条例に關係するためであります。

1つが、設楽町職員の給与に関する条例。2つ目が、設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例。3つ目が、設楽町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例。4つ目が、設楽町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例。5つ目が、設楽町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例。6つ目として、設楽町職員の育児休業等に関する条例。7つ目として、設楽町職員の修学部分休業に関する条例。8つ目として、設楽町職員の高齡者部分休業に関する条例です。

改正理由といたしましては、昨年8月8日の令和6年人事院勧告に基づき給与改定が行われ、令和7年4月1日施行分、「給与制度のアップデート」に關し、改正される一般職の職員の給与に関する法律等に準拠し、關連する給与に関する条例等の一部改正をするものであります。

改正内容の詳細につきましては、後ほど3議案分まとめて総務課長のほうから説明させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

続いて、議案第12号「設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を説明いたしますので、121ページを御覧ください。

設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部の改正につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由といたしましては、人事院勧告と同時に行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目が示され、そのうち、次に掲げる項目については、令和7年4月1日から遅れることなく実施することとされるため、所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、超過勤務の免除の対象となるこの範囲の拡大、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備をすること。3つ目として、この看護休暇等の見直し、これは規則での改正となります。

続いて、議案第13号「設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、資料の127ページを御覧ください。

設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由といたしましては、令和6年5月31日公布された育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律により、介護時間休業の取得に関する条例にずれが生じたため、改正するものであります。

それでは、改正内容の詳細につきましては、3議案分まとめて総務課長のほうから説明をさせていただきます。

総務課長 それでは、大変改正内容が多くなっておりますので、要点で説明させていただきます。

まず、今回の「給与制度のアップデート」の中で、地域手当というものが新たに支給されるということで、令和7年度は4%支給されるわけですが、それに伴った説明のほうさせていただきます。ちょっと長くなります。申し訳ございません。

新旧対照表のほうで説明をさせていただきますので、まず、82ページを御覧ください。

まず、設楽町の給与に関する条例新旧対照表の第1条分として、まず第2条に給与とあります。給与の中に、今までなかった地域手当を加えております。

続いて、13条。83ページになります。

83ページに、新たに地域手当として13条を設けております。職員には地域手当を支給するという文言を加えております。

続いて、今度、20条になります。ページ数でいきますと、86ページの下のほうになります。

86ページの下に期末手当とあります。第20条、「第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給与及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」という文言を新たに加えております。

続いて、87ページの21条ですね。勤勉手当の中に、第2項1号に、「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」という文言を勤勉手当の文言の中に加えております。

続いて、26条ですね、88ページ。26条第2項の中に、今まで入っておりませんでした。地域手当という文言を退職者の給与の中に入れております。

続いて、第3項の中にも地域手当という文言を加えております。

第4号の中にも地域手当という文言を入れております。

続きまして、初任給の調整手当の額の改正ということで、すいません、今度82ページを御覧ください。

82ページ、初任給調整手当と、第11条にあります。金額36万9,500円から37万400円に改正するもので、これは医療職、医師の先生の給料について改正するものですが、現在の診療所の柏野先生は再任用職員ですので、この規定は準用されておられませんので、改定はしますけど、該当者はいないというものになります。

それでは、続きまして、11条関係の配偶者の扶養手当を支給対象者から除き、子供の支給額を拡充という内容について、82ページですね。82ページの改正前の欄の下団のほうですね。

扶養手当、第12条で、「(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」という文言を、これを削除しております。これを除いております。

続いて、単身赴任手当云々といろいろありますけど、今度14条ですので、84ページの改正後の下段のほうに、（住居手当）第14条とあります。ここの第2号で、「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ」という文言をここの14条に加えております。

続きまして、85ページの第15条、通勤手当でございます。

これは、通勤手当の支給額の上限を引き上げるもので、今までは6万1,200円だったものを15万円に引き上げるというもので、これはあくまでも国の基準でございまして、新幹線通勤だったりとか、遠距離通勤者を想定した引上げになっております。この設楽町では、まずそこまで通勤手当が出る方はいらっしやらないと思いますので、この上限に行くことはないかと思いますが、国の基準に基づいた改正を行ったというものでございます。

続いて、19条となります。86ページの、第19条の2、管理職特別勤務手当とありますが、第2項で、今まで管理職特別手当が出る時間帯が、改正前ですと、午前零時から午前5時までの間勤務した場合は、管理職であっても特別手当が支給されていましたが、現状に合わせるということで、午前零時を引き下げまして、午後10時からということで改正がされましたので、それに伴う改正でございます。

続いて、89ページの、これ給料表になりますけど、給料表も改正されております。今回、一、二級は変わっておりませんが、3級以上の給料表について改正がされております。

簡単に御説明させていただきますので、まず、改正前の3級の5号のところ、26万5,300円とあります。これが改正後に3級の1号級に変わっております。続いて、4級ですと、4級の9号給、29万8,800円が、改正後ですと、4級の1号級に変わっております。同じく、隣の5号給、32万1,300円の改正前が、9号級だったのが1号給に変わっております。あと、6号級ですと、13号級に35万5,200円がありますが、それも、1号給に変わってきているということであります。

あと、これに伴って号の改正のほうもされております。今の、例えば3級ですと5号級から1号級に改正というふうになっておりますけど、この表をちょっと見ながら61ページを見ていただきますと、61ページに新号給とあります。数字が羅列してあってちょっと分かりにくいものですが、表の一番左側に旧号給とあります。

先ほどの3号級の5号級ですと、旧号給の5というところが、3号級に合わせると1ってなっておりますけど、改正後に1号級に変わるよというものです。4号級ですと、旧改正前ですと9号級でしたので、9号級が、旧号給のところ、9

というところを見ていただくと、4級のところとあったところに1とありますけど、1号級に改正されるよというように見ていただければよろしいかと思えます。

そのように、今回の改正で給料表及びこの号級の改正がされたという内容になっております。

それでは、続きまして、115ページの、第2条関係の設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例関係となります。

この条例改正では、パートタイム会計年度任用職員へ地域手当を支給するための規定の追加がされております。職員だけでなく、パートタイムの方にも、地域手当の支給がされると、それに対応するための今回改正でございます。

まず、職員の報酬というところ、第6条に、「給与条例第13条第2項で規定する地域手当を加算した額」とありますので、ここで地域手当の支給をうたっております。

続いて、第10条の期末手当ですけど、期末手当のほうにも、「並びにこれらに対する地域手当の月額合計」とありますが、その文言を加えております。

第10条の2、勤勉手当においても、同じように地域手当の支給がされるように、文言の追加がされております。

パートタイムについては、以上でございます。

続いて、116ページの、第3条関係の、設楽町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例に関する改正でございます。

これにつきましては、設楽町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置、第12条第6項の読替規定を削除するとともに、住居手当を支給する旨の改正であります。

その改正内容が、117ページの、第12条第7項で改正されております。改正前ですと、第11条から第13条まで、第14条とありますが、それを第12条と改正することで、読替規定の削除と住居手当を支給する旨の改正をここで行っております。

続いて、設楽町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、附則第8条分となります。

これにつきましては、減給の効果、という第3条中ですが、「及びこれに対する地域手当の合計額」とありますが、地域手当分についても、ここで懲戒の手續効果に関する条例上で、地域手当をここでうたっております。第3条の118ページの後段の中でも、同じ表現を付け加えております。

続いて、設楽町の育児休業等に関する条例、附則第10条分となります。

これについては、120ページの中で、上段の表の中間あたりに、「管理職手当」という表現を、「地域手当、管理職手当」ということで、育児休業をとられる方についても、地域手当の支給がされるようにここで改正を行っておるわけです。

続いて、設楽町の高齢者部分休業に関する条例、第12条分とありますが、表中の高齢者部分休業取得中の給与を、第3条という中に、今まで「管理職手当」の表現しかなかったものを、「地域手当」という文言を加えて支給対象となるようにするものであります。

それでは、続いて121ページの、議案第12号「設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を説明させていただきます。

新旧対照表のほうで御説明しますので、124ページをお願いします。

今回の改正では、勤務時間、休暇等に関する条例の中で、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限という条文があるわけですが、第8条の

4で、今までですと、「3歳に満たない子」がいる場合、超勤等夜間の勤務につかないように配慮しなければならないみたいな、そういう内容のこれ条例になっておりますが、3歳に満たない子というのが、「小学校就学の始期に達するまでの子」小学校に上がるまで延長されたと、年齢が、そういった改正になっております。

あと、125ページのほうですけど、「配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等」とあります。今回、この内容が新たに加えられたわけですけど、内容とすると、職員の家族が介護を必要とするに至ったことを例えば申し出た場合、その内容について、面談なんかを行って適切な措置を行いなさいよという内容の条例でございます。

適切な措置を行うために、勤務環境整備に関する措置、これ17条の第3項になりますけど、そういったことを行いなさいよと。

あと、126ページのほうですと、「介護両立支援制度等に関する相談体制の整備」、あと、「その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置」、こういったことを条例で定めることによって、そういった必要性のある職員への対応を明確に今回の条例で盛り込んだという内容になっております。

それでは、続きまして、議案第13号「設楽町の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

今回のこの内容ですけど、説明欄にあるとおり、要介護者の介護のための部分休業取得にかかる参照先条項を改めるため所要の改正をするものというものであります。

新旧対照表130ページを御覧ください。

今回の改正では、部分休業の承認、第20条の、今まで読替規定ということでやっておりましたけど、それが第61条の2第20項ということで改正をするものです。

それでは、この介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第61条の2第20項とは、ということなんですけど、地方公共団体の職員は任命権者等の承認を受けて、要介護家族の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことができる。介護のために、勤務時間をフルで働かなくても、勤務することができるよというような文言を今回盛り込んだというものになっております。

大変長時間にわたり御説明させていただきました。走って分かりにくい点もあったかと思いますが、以上で、総務課からの説明は終了させていただきます。

議長 説明は終わりました。

議案第12号「設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第12号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと……失礼いたしました。議案番号を間違えました。もう一度、もとい、お願いします。訂正をいたします。

今、まとめてしていただきましたので、質疑は1件ずつ行います。

議案第11号のほうはまだ済んでおりませんでした。申し訳ありません。

議案第11号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第11号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第11号を、総務建設委員会に付託します。

議長 続いて、議案第12号「設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第12号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第12号を、総務建設委員会に付託します。

議長 議案第13号「設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第13号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第13号を、総務建設委員会に付託します。

休憩の声がありますが、それでは、ここで10分だけ休憩をとりたいと思いたす
がよろしいですか。それでは、10分ですので20分まで休憩をお願いします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時20分

議長 それでは、休憩に引き続き会議を行います。

日程第16、議案第14号「設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第17、議案第15号「設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」までを一括して議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第14号から15号までの消防団に関する議案について、一括して説明をさせていただきます。

最初に、議案第14号「設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、資料の131ページを御覧ください。

設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部の改正につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

この改正の理由といたしましては、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が

施行されるため、消防団員等公務災害補償等共済基金または指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たに35年以上の区分が追加されることから、設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例についても、勤務年数30年から35年以上まで1年ごとの階層別に退職報奨金額を追加するための改正であります。

詳しい改正の内容の説明につきましては、後ほど、2議案分まとめて総務課長から説明しますので、よろしくお願いたします。

次に、議案第15号「設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、137ページを御覧ください。

設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律によりまして、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令において、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改定が行われることから、設楽町消防団員等公務災害補償条例について所要の改正を行うものであります。

それでは、改正の詳細につきましては、2議案分まとめて総務課長のほうから説明をさせていただきます。

総務課長 それでは、まず1点目の、非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明します。136ページの新旧対照表を御覧ください。

先ほども説明しましたが、今まで35年以上という退職報償金の区分がございませんでしたので、今回法律施行令の一部改正に伴って、35年以上を追加するというもので、表の一番下に35年以上、団長で退職報償金の額が107万9,000円だったり、副団長で100万9,000円というように、新たに35年以上の勤務に対する退職報奨金をここで定めております。

続いて、設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてです。

今回、補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改定ということで、142ページの新旧対照表を御覧ください。すいません、141ページのほうをお願いします。

公務災害補償条例の、まず第5条の補償基礎額というところの額を改正しております。

下段のほう見ていただきますと、第3号の中で、217円という扶養親族については1人につき217円のこの金額を100円にまず改正するものです。続いて、第2号に該当する扶養親族については、1人につき333円を383円に改正し、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については、1人につき217円をという文言を新たに追加しております。

続いて142ページでございます。別表としまして、第5条関係でございます。補償基礎額の表でございます。

新旧対照表を見比べていただければお分かりかと思いますが、例えば勤務年数が10年未満ですと、団長及び副団長が1万2,500円の基礎額に対して、1万2,900

円に改正がされております。このように、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員、全ての方々の基礎額の改正がされたということでございます。説明は以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は1件ごとに行います。

議案第14号「設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第14号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第14号を、総務建設委員会に付託します。

議長 議案第15号「設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第15号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第15号を、総務建設委員会に付託します。

議長 日程第18、議案第16号「設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第16号「設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、資料の143ページを御覧ください。

設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

この改正理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に新たな項が追加されたことに伴い、参照先条項を改めるため、設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についても所要の改正をするものであります。

改正の詳細につきましては、総務課長のほうから説明をさせていただきます。

総務課長 それでは、個人番号利用の条例改正について御説明させていただきます。

国のほうで行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正がされております。その条文の中で新たな項が1項追加されたことで、設楽町における設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の中の項を1項ずつ繰り上げるということで行っております。

146ページの新旧対照表の中で、定義として第2条とあります。例えば、第2条第8項を第9項にということで、1項ずつ繰り下げております。5項の繰下げを行っております。これに伴う改正でございます。

以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第16号の質疑を行います。質疑はありませんか。

8 田中 ただいまの説明聞いておりますと、新たな項とは何かというふうに注目して聞いていたのですが、新たな項という説明がありません。新たな項についてですね。どういう項が加わるのですか。氏名、生年月日とかいろいろあると思います。新たに何か加わるというふうに理解するんですが、それは何でしょうか。

総務課長 すみません。誠に申し訳ございません。新たな項の追加の内容をチェックしておりませんでした。委員会のほうで説明させていただきますので、申し訳ございません。

8 田中 一番肝心の説明を上程のときにしなくて、委員会に付託していいんでしょうか。

総務課長 大変申し訳ございません。至急調べさせていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

議長 大事なポイントですので暫時休憩をとりたいと思います。お願いします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時36分

議長 それでは、会議に戻りたいと思います。よろしいでしょうか。

総務課長 大変申し訳ございませんでした。

まず、項の追加ですけど、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、第2条第8項に1項が加えられたということでありまして、それじゃあ、その1項とはどういうことかということですが、まず、個人番号表の、今回の改正で定義を第2条でうたっております。この項に、1項が入ったことで、1項ずつ繰り下がってきたという内容ですが、その追加された1項とは、それぞれの定義がの中で示されておりまして、今回、カード代替電磁的記録というものの定義が加わりました。それによって1項ずつ繰り下がってきたという内容なんです。

その内容をちょっと申し上げますと、ちょっと非常に分かりにくいのですが、カード代替電磁的記録とは、個人番号カードの記録事項に係る電磁的記録及び当該電磁的記録がその送信を行ったものであることを、当該電磁記録の送信を受けた者が確認するために必要な事項として、主務省令で定める事項に係る電磁的記録について、地方公共団体システム構築が、電子署名を行ったものにより一体的に構成された電磁的記録というものとするということです。非常に分かりにくいんですが、カード代替電磁記録というものの定義が加わったことによりうちの条文が1項ずつ繰り下がったという内容でございます。

以上です。

議長 御理解いただけたでしょうか。カード電磁記録が加わったというということですが、よろしいですか。

それでは、ほかの質疑にありましたらお願いします。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第16号を総務建設委員会に付託することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第16号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第19、議案第17号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第17号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、資料の147ページを御覧ください。

設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

この改正理由につきましては、令和7年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び5割軽減、2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することに伴い、国民健康保険料も同様の措置を講ずるための国民健康保険法施行令の一部改正が行われることから、設楽町国民健康保険条例の所要の改正をするものであります。

改正の詳しくにつきましては、町民課長のほうから説明をさせていただきます。

町民課長 それでは、詳細のほうについて説明をいたします。

ただいまの令和7年度税制改革大綱により、国民健康保険料課税限度額の引上げと、5割、2割軽減対象世帯の所得判定基準の改正に伴う所要の改正と説明をいたしました。66万円及び26万円という金額の改正が出てくるほうが前者のほうの説明でありまして、それ以外は金額というものは、後者の5割、2割の軽減対象世帯の所得判定基準の関連となります。

では、151ページの新旧対照表のほうを御覧ください。

第21条では、第13条に規定した基礎賦課額の限度額を「65万円」から「66万円」に改正して、第21条の2では、第21条の3の後期高齢者支援金等賦課額の限度額を「24万円」から「26万円」といたします。

第33条では、納税義務者に関する保険料の賦課額のうち、第33条の各号で減額する額の限度額を「65万円」から「66万円」といたします。

また、同じく第33条2号では、納税納付者に対して課する賦課額から減額する額の設定のための基準額を「29万5,000円」から「30万5,000円」といたします。こちらは5割軽減分の規定ですが、同じく2割軽減分の規定といたしましては、152ページのように、第33条3号で「54万5,000円」を「56万円」にいたします。

第33条第4項で、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する場合の基準額を『「65万円」とあるのは「24万円」』から『「66万円」とあるのは「26万円」』に変更いたします。

同じく、第13条第5項介護納付金賦課額の減額を準用する場合、基準額を「65万円」から「66万円」に変更いたします。

153ページの第33条の4では、世帯に出産被保険者がいる場合の減額をする合計額の限度額を「65万円」から「66万円」といたします。

第3項以下は通常の被保険者と同様となり、第3項が後期高齢者支援金等賦課額の減額を準用する場合の基準額を『「65万円」とあるのは「24万円」』から、『「66万円」とあるのは「26万円」』に変更いたします。

同じく第4項では、介護納付金賦課額の減額の準用する場合の基準額を「65万円」から「66万円」に変更いたします。

また、第5項では、出産被保険者のいる世帯のうち、低所得者世帯の減額の基準が定められており、減額の合算額の限度額を「65万円」から「66万円」となり、154ページの第7項、8項では、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の基準額が同額の「66万円」と「26万円」となります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第17号の質疑を行います。質疑はありませんか。

8田中 今どき保険料上げちゃいかんと思うんですが、何で上げるんですか。

町民課長 これは、さっき最初に冒頭にも説明をいたしました。令和7年度税制改革大綱による関係です。

議長 ほかに質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

議案第17号を、文教厚生委員会に付託することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第17号を、文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第20、議案第18号「設楽町道路占用料条例の一部を改正する条例について」から日程第21、議案第19号「設楽町流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括して議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第18号から19号までの占用料に関する2議案について一括して説明をさせていただきます。

最初に、議案第18号「設楽町道路占用料条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、資料の155ページを御覧ください。

地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

本議案につきましては、愛知県道路占用料条例の一部の改正に伴い、これに準じて設楽町道路占用料条例の額を一部改正するものであります。

改正の背景といたしましては、愛知県の道路占用料は、道路価格及び民間における地価に対する賃料の割合をもとに、占用料を試算し、固定資産税評価額の改正に合わせて、3年ごとの見直しを行っております。その結果、道路法施行例の一部改正に伴い道路占用料の額の改正を行うため、これらの愛知県の改正に準じて設楽町道路占用料条例の一部を改正するものであります。

なお、施行期日は令和7年4月1日からであります。

改正内容の詳細につきましては、後ほど2議案分まとめて建設課長のほうから説明しますのでよろしくお願ひします。

続いて、議案第19号「設楽町流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、資料の165ページを御覧ください。

地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

本議案につきましては、愛知県流水占用料等徴収条例の一部の改正に伴い、これに準じて設楽町流水占用料に関する条例の額を一部改正するものであります。

改正の背景といたしましては、愛知県は県管理の道路を県の実情に即した道路
占用料の額を改正したことに伴い、この改正に準じて愛知県流水占用料等徴収条
例の額の改正が行われました。この愛知県の改正に準じて、設楽町流水占用料等
に関する条例の一部を改正するものであります。

なお、施行期日は令和7年4月1日からであります。

それでは、改正内容の詳細につきましては2議案分まとめて建設課長のほうか
ら説明をさせていただきます。

建設課長 それでは、議案第18号から説明させていただきます。ただいま副町長が
説明したことと一部重複しますが、説明させていただきます。

今回の条例改正は、愛知県道路占用料の改正に伴い、これに準じて額を改正す
るものです。

160ページを御覧いただきたいと思います。新旧対照表をお願いいたします。

表上段の第1種電柱ですが、占用料は改正前770円から改正後710円と減額して
おります。占用料の算定は、愛知県の地域を第1級地から第5級地の5区分に分
け、設楽町、東栄町、豊根村は5級地となるのですが、その地区の固定資産税評
価額などをもとに算出したもので、評価額が減額しておりますので、占用料も減
額となっております。

以下、同様に改正前の額から改正後の額に改定するものでございます。

また、中ほどですが、法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設のうち、
自動運行補助施設、道路の構造又は交通の状況を表示する表示柱その他の柱類、
その他のものを加えました。これは技術の進歩により、自動運行補助施設を設
置する場合に対するためのものでございます。18条はそこで。

次、続きまして、第19条でございます。

今回の改正は、愛知県流水占用料等の改正に伴い、これに準じて額を改正する
ものでございます。

168ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

今回の改正は、柱類及び塔類を設置して占用する場合の部分の改正でございま
す。

占用の種類の中、柱類及び塔類を設置して占用する場合を、柱類を設ける
場合に改め、第1種電柱ですが、占用料が先ほどと同様、改正前770円から改正後
710円と減額しております。占用料の算定は、先ほどの道路占用料と同様でござい
ます。

以下、同じように改正前の額から改正後の額に改正するものでございます。

以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑は、1件ごとに行います。

議案第18号「設楽町道路占用料条例の一部を改正する条例について」の質疑
を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第18号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第18号を、総務建設委員会に付託します。

議長 議案第19号「設楽町流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第19号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 議案第19号を、総務建設委員会に付託します。

お諮りします。時計がもうすぐ12時を指すところですので、休憩をとりたいと思いますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしということで、13時、1時まで休憩をとりたいと思います。よろしくお願ひします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

議長 休憩前に引き続き、会議を始めます。

連絡ですが、先ほどの施政方針説明と教育方針説明のほう、既にアップされておりますので、また御確認ください。

それでは、次に、日程第22、議案第20号「令和6年度設楽町一般会計補正予算(第8号)」から日程第31、議案第29号「令和6年度設楽町下水道事業会計補正予算(第3号)」までを一括して議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第20号から議案第29号までについて、一括して10件の補正についてを説明しますので、少しお時間を頂きますが、よろしくお願ひいたします。

初めに、議案第20号「令和6年度設楽町一般会計補正予算(第8号)」についてを説明しますので、資料の169ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ717万3,000円を減額し、予算総額を62億6,257万5,000円とするものであります。

第2条の繰越明許費については、174ページの第2表を御覧ください。

事業名欄に記載する12件の事業、いずれも年度内に事業が完了できないと見込まれるものであります。

本議会の議決を得て令和7年度に繰り越して執行させていただくものでありますのでよろしくお願ひいたします。

1番目の、令和6年度住民税非課税世帯支援給付金及び子ども加算給付金支給事業、2,240万1,000円は、1月の臨時議会で補正させていただきましたが、住民税非課税世帯等給付金を住民税非課税世帯、1世帯3万円を支給し、さらにこの世帯の中で18歳以下の児童がいる世帯に対し、子ども加算対象児童1人当たり2万円を支給する事業ですが、支給に当たりシステムの改修を行い、対象者を抽出し、3月末に確認書を発送し、支給は4月以降となるため、繰越しを行うものであります。

2番目の、防災複合盤取替修繕事業(津具保育園)、223万円につきましては、津具保育園の火災報知設備やガス漏れ警報設備等を防災複合盤としていますが、故

障が相次ぎ、故障のたび警報音が発生しており、早急な修繕に手がけていますが、複合盤の入荷が遅れております。このことに伴って繰越しを行うものであります。

3番目の、新城北設ごみ処理広域化施設整備事業、133万3,000円は、東三河ごみ処理施設の広域化計画に基づき、新城北設地区のごみ処理広域化事業を進めておりますけれども、今年度は基本構想策定業務を事務局である新城市において発注しており、設楽町では構想策定業務負担金を当初予算で計上していましたが、構想策定業務の工期が令和7年度まで延長されたため、負担金の支払いを繰り越すものであります。

下水道事業会計繰出金（農業集落排水事業）、1,530万は、下水道事業会計のうち、農業集落排水事業の管渠建設改良費に係る事業に繰越しが生じたため、一般会計繰出金についてもあわせて繰越しを行うものであります。

5番目の、プレミアム付商品券事業、4,814万6,000円は、今回の3月補正で計上し、執行するものであります。物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援する経済対策として、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用したプレミアム付商品券事業を実施するものです。なお、年度内執行完了が困難となるため、令和7年度に繰り越して実施するものであります。

6番目の、下請共同作業所取壊事業、1,554万は、当初の発注では地主との調整で、草刈り等の跡地管理を考え、建物の基礎コンクリート及びアスファルト部分を残すという要望に応える設計をしていましたが、工事を進めていく期間で、今後の跡地利用を考え、建物の基礎コンクリート及びアスファルト部分を撤去した状態、いわゆる、原型復旧にして返還して欲しい要望に意向が変わったため、今回の3月補正で計上し、執行するものです。なお、年度内執行完了が困難となることを予想されるために、併せて繰越しを行うものであります。

7番目の、道路維持修繕事業、3,087万円は、町道愛酪稲武線の修繕工事に当たり、同一施行箇所での別工事、電源立地地域対策交付金事業、舗装工事との施工期間調整、また、積雪による工事施行不能期間等を踏まえて、年度内完了が困難となるために、令和7年度に繰り越して実施するものであります。

8番目の、橋梁修繕事業、3,147万7,000円につきましては、橋梁修繕工事（6-1）、名倉大橋始め2橋の工事の中で、愛酪橋において、通行止めにして施行しなければ施工できませんが、当該路線沿いに養鶏場があり、大型車の迂回調整に不測の時間を要し、年度内完了が困難となったことと、このことに伴い、橋梁修繕工事積算及び監督支援業務委託も工事に合わせて令和7年度に繰り越して実施するものであります。

9番目の、散策路整備事業（町道平野清崎線）、1,000万円は、町道平野清崎線の改良工事に当たり、予備設計、用地測量、土地評価業務委託等を行いますが、林地が多く評価対象地に複数広大地が存在することにより、業務追加が生じるため、令和7年度に繰り越して実施するものであります。

10番目の、下水道事業会計繰出金（公共下水道事業）、1億463万2,000円は、公共下水道事業の管渠建設改良工事に繰越しが生じたために、繰越事業の関連で一般会計繰出金の繰越しを行うものであります。

11番目の、防災行政無線（移動系）復旧事業、594万円は、令和6年8月5日の落雷により、防災行政無線（移動系）のバックアップ機器が損傷し、12月議会での補正を受け、進めておりましたが、機器の入替えについては年度内に完了しま

すが、機器の入替えによる通信局への無線変更申請に時間を要し、年度内完了が困難となったことから、令和7年度への繰越しを行うものであります。

最後、12番目の、消防車両購入事業、2,860万円は、津具分団のポンプ車更新のため発注している事業ですが、6月議会の議決を受け、速やかに進めておりますが、国内外の流通の乱れ等により、ベースとなる車両の納品が遅れておるため、このことに伴い、特殊艤装の作業ができず、年度内納品が困難となったため、令和7年度に繰越しを行うものであります。

ただいま、それぞれ、繰越し明許事業の繰越し理由を説明させていただきましたが、様々な要因により、やむなく繰越しを行わなければならない事業ばかりですので、完了は翌年度となりますが、適正に執行してまいりますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

次に、第3条の地方債の補正につきましては、175ページの第3表を御覧ください。

第3表に記載する地方債補正によるもので、辺地対策事業債は、林道舗装事業が事業実績に伴う補正で、70万円の減額。

過疎対策事業債は、起債の目的欄に記載する8件の事業について、減額調整、事業の未執行、事業費の確定などにより借入予定額の補正で、合わせて3,010万円の減額となります。

愛知県山間市町村振興資金貸付金は、過疎債の減額調整により削減された額について、愛知県の貸付金に振り替えるものであります。

なお、地方債全体については、1,960万円の減額ですが、詳細につきましては、歳入の町債のところで説明しますので、お願いいたします。

それでは、歳出から説明をいたしますので、196、197ページを御覧ください。

今回の補正予算は、人件費の整理、決算状況を踏まえたものや、事業費の確定に基づく更正減がほとんどですので、個々の詳細な説明は省略し、重立った増額や減額補正を中心に説明をさせていただきます。

1款、議会費から、説明します。

1款議会費、1項1目議会費、1節報償費、17万2,000円は、人事院勧告に基づく給与改訂後に不足する額について、1月補正をさせていただきましたが、精査の結果、一部計上漏れが判明したための補正をするものです。大変申し訳ございませんでした。

2款総務費、1項1目一般管理費、17節備品購入費及び18節負担金、補助及び交付金は、備品購入費は、再検討の結果、既存の機器で対応できたこと、負担金は実績によるものであります。

2目財産管理費は、落雷被害の補償追加による財源更正の補正であります。

3目電子計算費は、県補助金が付かなかったことによる財源更正であります。

4目自治振興費、18節負担金、補助及び交付金、240万2,000円の減額は、区長連絡協議会の活動研修活動が行われなかったこと、自主防犯活動促進事業費補助金の要望がなかったこと、また、地域づくり支援事業の実績による減額補正であります。

198、199ページを御覧ください。

5目企画費、7節報償費、8節旅費については、総合戦略を2年延長し、会議を開催しなかったことによりそれぞれ減額補正するものであります。

12節委託料、18節負担金、補助及び交付金については、実績により減額するものであります。

24節積立金は、積立で見込額の減額補正であります。

6目移住定住推進費、7節報償費、108万円の減額、8節旅費、42万8,000円の減額は、地域おこし協力隊の実績による減額であります。

18節負担金、補助及び交付金、581万円の減額は、地域おこし協力隊の任期途中での退任等、活動費等の確定による減額であります。

7目文書広報費、10節需用費、97万5,000円の減額は、広報したら印刷業務の実績により減額するものであります。

8目ダム対策費、12節委託料、2,459万6,000円の減額は、小水力発電事業の実施設業務委託の実施設を最小限にとどめ、民間活力導入効果調査に変更したことにより減額補正するものであります。

9目地籍調査費、12節委託料、618万の減額は、県補助金の減額に伴い減額を補正するものであります。

200、201ページを御覧ください。

10目情報通信基盤整備費、18節負担金、補助及び交付金、690万1,000円は、北設広域事務組合の補正予算に基づく補正ですが、主な補正理由は、工事請負費等の財源で補償費がつかない移転工事費分の追加負担金の補正であります。

11目津具総合支所費は、借入金の減少による財源更正であります。

12目アウトドア推進費は、10節需用費から18節負担金、補助及び交付金までの475万5,000円の減額は、WRC世界ラリー選手権事業及びオリエンテーリング事業費について、事業実績の精査による補正であります。

202ページ、203ページを御覧ください。

2項1目徴税総務費、11節役務費、22万5,000円は、ふるさと納税ポータルサイト手数料の実績による減額です。

2目賦課徴収費、12節委託料、133万1,000円の減額は、公開型GIS構築業務委託について、業務内容の見直し検討を行ったことと、本年度の実施を見送ったことにより減額補正をするものであります。

7項2目公共交通費、12節委託料、22万円は、おでかけ北設津具線運行委託について、令和6年10月1日より、役場乗り入れに伴う走行距離の増加、バス停設置等にかかる費用を補正したものであります。

18節負担金、補助及び交付金、52万円は、田口新城線について、ダイヤ改正、バス停名の変更等に伴い、その経費に係る補正であります。

また、公共交通空白地有償旅客運送事業費補助金は、運行回数の増加見込みに伴い補正するものであります。

27節繰出金の271万3,000円については、町営バス特会のところで説明させていただきます。

3款民生費、1項1目社会福祉費、11節役務費、1万9,000円は、福祉医療支給件数の増加による補正であります。

18節負担金、補助及び交付金の102万5,000円は、設楽町社会福祉協議会の職員人件費の増額による補正であります。

204、205ページを御覧ください。

19節扶助費の462万6,000円は、4項目の医療費が、いずれも福祉医療支給件数の増加見込みにより、修正補正するものであります。

3目老人福祉費は、設楽町社会福祉協議会の職員人件費の増額による補正であります。

5目やすらぎの里費は、空調設備更新工事の借入額の調整に伴う財源更正であります。

7目国民健康保険費、27節繰出金、427万3,000円については、国民健康保険特別会計へ交付申請額に合わせて増額し、繰り出すための補正であります。

8目後期高齢者医療保険費、27節繰出金、336万4,000円については、令和5年度分の保険料納付金を令和6年度に振替えしたことによる後期高齢者特別会計の財源調整に必要なため補正を行うものであります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、12節委託料、55万円については、妊婦のための支援交付金システム改修委託について、全額国庫補助ですが、国より令和7年度当初予算計上予定でしたが、本年度に前倒しで対応する旨の指示を受け、補正するものであります。

18節負担金、補助及び交付金88万円の減額については、実績に伴い減額するものであります。

206、207ページを御覧ください。

2目保育園費、1節報酬、118万5,000円及び8節旅費については、名倉保育園と津具へ保育園の未満児の受入れが増えたことにより増額補正するものであります。

10節需用費、223万円については、津具保育園の火災警報装置の故障が点検で判明し、早急に修繕を行うため補正するものであります。

14節工事請負費、10万2,000円については、清嶺保育園が今年度をもって閉園となるため、園名の看板を撤去するための補正であります。

17節備品購入費、28万8,000円については、令和7年4月からの清嶺保育園、田口宝保育園の統合に伴い、職員の事務用品や保育備品等について補正をさせてもらうものであります。

4款衛生費、1項2目予防費、10節需用費、314万6,000円の減額から18節負担金、補助及び交付金、132万6,000円の減額については、いずれも実績により減額するものであります。

22節償還金、利子及び割引料、210万4,000円は、令和5年度、新型コロナワクチン接種対策費負担金について、実績報告の結果、返納金が生じたため、国に還付するための補正であります。

208、209ページを御覧ください。

4目環境衛生費、18節負担金、補助及び交付金、60万円の減額は、申請実績に基づき減額補正するものであります。

5目災害費、10節需用費、及び12節委託料については、実績に基づき減額するものであります。

6目簡易水道費、27節繰出金、1,567万2,000円については、簡易水道事業会計のところで説明をさせていただきます。

2項清掃費、1目清掃総務費、17節備品購入費、14万3,000円の減額は、可燃ごみ資源回収ボックスの事業の実績により精査し、減額補正するものであります。

18節負担金、補助及び交付金、1,308万1,000円の減額は、北設広域事務組合の共通費が、人件費の改定により増額。そして衛生費は、し尿処理場費及びごみ処

理場費の見込額確定に伴い、減額補正するものであります。また合併処理浄化槽の補助金は実績に基づきそれぞれ減額補正するものであります。

210、211ページを御覧ください。

5款農林水産費、1項2目農業振興費、7節報償費、及び8節旅費は、外部からの講師がなかったため減額補正するものであります。

12節委託料、28万6,000円の減額は、請負費の残に伴い減額補正するものです。

18節負担金、補助及び交付金、684万6,000円の減額は、負担金については記載の協議会が解散されたため皆減するもので、補助金については、山間地営農等振興事業補助金は、県の要綱改正により町の持つ持ち出しが減額されたこと。水田農業経営所得安定対策推進事業補助金は、国の補助金減額分の減額であります。

その下の3つの補助金については、いずれも実績に基づきそれぞれ減額補正するものであります。

3目農地費、13節使用料及び賃借料、300万円は、2月の寒波の影響により、除雪費用の不足を補正するものです。

18節負担金、補助及び交付金、60万円は、県事業を進めている農地環境整備事業について、川口地区及び田峯地区が事業最終年度なるため、必要事業費の不足分を補正し完了させるものであります。

4目農業集落排水費、27節繰出金については、下水道事業会計予算のところで説明をさせていただきます。

212、213ページを御覧ください。

2項2目林業振興費、7節報償費、811万4,000円は、イノシシ、シカなどが減少していかない状況で、鳥獣捕獲数も伸びているため、今年度の捕獲奨励金等が不足することが見込まれるため、本年度の実績に基づき、不足分を修正補正するものであります。

12節、委託料及び13節使用料及び賃借料は、いずれも実績に基づき減額するものであります。

18節負担金、補助及び交付金、47万円は、山間地営農等振興事業補助金は、県より追加交付依頼を受け、森林組合のレーザー加工機更新の補助が採択されたため補正するものです。また、記載してあります2件の補助金につきましては、いずれも実績に基づき減額補正するものです。補助金の補正としましては、47万円の増額補正となります。

24節積立金、1,915万円は、森林環境譲与税の増加により、充当事業の実績見込みにより事業充当できない額を積立てするものであります。

3目林業事業費については、林道舗装事業の財源として予定した、辺地対策事業債の削減を愛知県山間市町村振興資金貸付金に財源更正するものであります。

6款商工費、1項1目商工総務費、10節需用費、185万4,000円、及び12節委託料、4,629万2,000円は、プレミアム付商品券事業関係です。物価高騰対応地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー枠の事業で行います。商品券2万7,000冊、プレミアム率3割を予定しております。

国費と県費を想定していますが、県費については決定が次年度のため、県費相当分は取りあえず一般財源で計上しております。

214、215ページを御覧ください。

14節工事請負費、1,554万円は、繰越明許費のところで説明させていただいたとおり、地主との調整、要望の中で今後の跡地利用を考え、建物の基礎コンクリー

ト及びアスファルト部分を撤去した状態、いわゆる原型復旧にして返してほしいという要望があったため、3月補正で計上し、執行するための補正であります。

4目観光施設管理費、12節委託料、504万4,000円の減額は、きららの森の整備事業について、この事業を進めていく中で、保安林の解除が必要でなくなったこと、また、基本設計の委託費の事業費確定による補正であります。

5目道の駅管理費、11節報酬、44万8,000円の減額は、実績に基づき減額するものです。

7款土木費、2項1目道路橋梁総務費、12節委託料、1,710万円の減額は、道路台帳修正委託とトンネル点検業務委託は、事業費の額の確定による減額です。橋梁点検業務委託については、受託者の愛知県都市整備協会が、地域一括発注を行ったことによる減額と、また請負残による減額補正であります。

3目道路改築費、12節委託料、3,480万円の減額は、設楽ダム関連事業、散策路整備事業である町道平野清崎線について、道路設計業務委託の一部が繰越予算で執行できたため減額するものであります。

216、217ページを御覧ください。

4項1目住宅費については、実績に伴い減額する補正です。

5項1目公共下水道費、18節負担金、補助及び交付金、2,450万円の減額は、公共下水道加入分担金補助金について、今年度加入者の年度当初見込みより少なくなったため減額補正するものです。

また、公共下水道接続促進補助金についても同様に、今年度接続者の年度見込みより少なかったため減額補正するものであります。

27節繰出金、3,090万については、下水道事業会計のところで説明させていただきます。

8款消防費、1項1目常備消防費、18節負担金補助及び交付金、33万7,000円は、新城市消防本部広域消防事務負担金について、新城市からの負担金増額請求に基づき補正をさせてもらうものです。

2目非常備消防費については、1節報酬から17節備品購入費まで、いずれも実績及び請負残額に伴い減額補正するものであります。

218、219ページを御覧ください。

3目消防施設費、10節需用費、50万円の減額は、実績に伴い減額補正するものです。

4目災害対策費、12節委託料、18万6,000円の減額は、耐震診断費用として予算計上しておりましたが、当初より想定していた申請件数をした下回ったため減額補正するものであります。

18節負担金、補助及び交付金、12万1,000円の減額は、補助金申請が少なかったため減額補正するものであります。

9款教育費、1項2目事務局費、11節役務費及び12節委託料は、実績に伴い減額する補正であります。

27節繰出金、70万3,000円は、旧津具中学校閉校記念事業精算金として津具財産区へ返金するための補正であります。

220、221ページを御覧ください。

2項2目小学校振興費、19節扶助費、23万円の減額は実績に伴い減額するものです。

3項2目中学校振興費、19節扶助費、69万3,000円は、同様の理由により減額する補正であります。

3目中学生人材育成研修事業費は、中学生人材育成研修事業委託について、県補助金、人口問題枠を充当できたため、財源更正する補正であります。

4項2目社会教育推進室推進費については、森林環境譲与税を充当できたため、財源更正する補正であります。

3目文化財費、12節委託料、52万1,000円、及び13節使用料及び賃借料、10万4,000円の減額は、芸術鑑賞会開催方法、内容の見直しに伴い減額する補正であります。

222、223ページを御覧ください。

5項4目つぐグリーンプラザ費は、1節報酬及び8節旅費は、実績に基づく補正で、14節工事請負費、170万3,000円の減額は、つぐグリーンプラザ楽屋天井等修繕工事の設計見直しに伴い減額するものであります。

10款災害復旧費、2項1目道路河川災害復旧費については、災害復旧事業債の充当に伴い、財源更正を行う補正であります。

12款諸支出金、1項1目積立金、24節積立金、2,189万8,000円については、企業版ふるさと納税として4社からの納税を受けたこと、また、普通交付税の追加交付に伴い、令和7年度、令和8年度臨時財政対策債の償還財源として充当するため、それぞれ当該基金に積立てを行うものであります。

歳出補正額は、合わせて717万3,000円の減額であります。

続きまして、歳入について説明しますので、資料の180、181ページを御覧ください。

1款町税、1項2目法人、1節現年度課税分、913万1,000円の減額は、実績に伴い減額するものです。

3項1目環境性能割、1節環境性能割、160万の減額についても、実績に伴い減額をするものです。

2款地方譲与税、3項1目森林環境譲与税、1節森林環境譲与税、1,793万2,000円は、算出方法が変更となり、森林面積が50%から55%に、人口割は30%から25%の算出方法となるため、設楽町としては有利な変更となったため、交付見込額に伴い増額補正をするものであります。

11款地方交付税、1項1目地方交付税、1節地方交付税7,324万4,000円は、主に臨時経済対策債、給与改定、臨時財政対策債の償還について再算定の結果、追加交付を受けるものであります。

13款分担金及び負担金、2項3目衛生費負担金、1節斎苑費負担金、26万9,000円の減額は、実績に基づき、豊根村及び根羽村の斎苑運営費負担金を減額する補正であります。

182、183ページを御覧ください。

14款使用料及び手数料、1項6目土木使用料、1節住宅使用料、168万円の減額は、特別住宅、特定公共賃貸住宅、農林業担い手支援住宅等の入居状況の精査により使用料を減額する補正であります。

15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、2節民健康保険費負担金、72万3,000円は、交付申請額に合わせて増額する補正であります。

2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉総務費補助金、55万円は、妊婦のための支援給付金の支給に当たり、システムの改築費分を補正計上するものであります。

7節、物価高騰対策重点支援補助金、2,749万6,000円は、令和6年度国の補正予算分をプレミアム付商品券事業に充当するため補正するものであります。

3目衛生費国庫補助金、2節清掃総務費補助金、42万7,000円の減額は、合併処理浄化槽設置費の補助金について、前年度補助金事業分の減額に伴い減額する補正であります。

184、185ページを御覧ください。

6目教育費国庫補助金、1節小中学校費補助金、27万1,000円の減額は、小中学校の要保護児童、生徒の援助費の実施に伴う減額です。

16款県支出金、1項2目民生費県負担金、3節国民健康保険費負担金248万2,000円は、民生費国庫負担金同様に、交付申請に合わせて民生費県負担金を増額するものであります。

2項1目総務費県補助金、1節自治振興費補助金、63万2,000円から5節市町村振興事業費補助金、29万3,000円については、いずれも実績に基づき補正するものであります。

元気な愛知市町村づくり補助金は、チャレンジ枠が、オリエンテーリングフェスタ事業に充当し、DX推進枠がDX職員研修事業、人口問題対策が中学生人材育成事業へ充当しております。

2目民生費県補助金、1節社会福祉総務費補助金、138万5,000円は、民生費社会福祉総務費の歳出増額分に基づき、福祉医療費の県費補助を追加計上するものであります。

186、187ページを御覧ください。

3目衛生費県補助金、3節環境衛生費補助金、12万2,000円の減額は、住宅用太陽光発電施設導入促進事業について、申請実績に基づき減額するものです。

4目農林水産業費県補助金、2節農業振興費補助金、452万2,000円の減額は、記載の4つの補助事業について、いずれも事業実績の確定に伴い、それぞれ補正し、補助金総額としては452万2,000円の減額となるものです。

3節、農地費補助金、300万円の減額は、農道改良事業への補助率が3分の2補助の山村振興営農環境整備事業では採択されず、2分の1の単独土地改良事業で採択となったため、補助率の引下げに伴う減額補正です。

4節林業振興費補助金、302万5,000円は、林業経営近代化施設整備補助金として歳出で説明したとおり、森林組合のレーザー加工機の更新が採択されたため補正するものであります。

7目教育費県補助金、1節事務局費補助金、557万9,000円の減額は、学習指導員配置事業費補助金について、県より内示額の変更があり、学習指導員分と教育業務支援員分、いずれも減額内示となり、補正するものであります。

3項3目農林水産業費県委託金、1節林業振興委託金、632万3,000円の減額は、歳出で説明した、あいち森と緑づくり人工林整備事業候補地取りまとめ業務委託の事業量の確定に伴い、減額補正するものであります。

17款財産収入、1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金、6,000円は、積立で見込みにより増額する見込みであります。

188、189ページを御覧ください。

2項1目不動産売買、1節土地売却収入、233万3,000円は、町道スタベ線改良工事に伴う道路敷地の用地買収に当たり、旧田口線道路敷地との交換を進めてき

ましたが、ダム関連工事に係る3者契約では不足する分について、国より応分の支払いを受けるものです。

18款寄附金、1項1目一般寄附金、2節企業版ふるさと寄附金、40万円は、1件の該当がありましたので、追加して補正するものです。

19款繰入金、1項1目特別会計繰入金、1節田口財産区特別繰入金、390万円の減額は、今年度公共下水道施設利用のための接続者について、年度当初見込みより加入者が少なかったため、減額補正するものであります。

2項1目ふるさと寄附金基金繰入金、1節ふるさと寄附金基金繰入金、500万の減額は、実績に伴い減額補正するものであります。

190、191ページを御覧ください。

2目財産調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金、7,777万7,000円の減額は、歳入歳出補正額の調整で、歳出の大幅な減額補正に伴い減額補正するものであります。

3目森づくり基金繰入金、1節森づくり基金繰入金、585万6,000円の減額は、森林環境譲与税の増額及び充当予定の事業費の見直しにより、基金取崩しが不要となったため補正するものであります。

21款諸収入、4項1目助成金収入、2節市町村振興協会交付金293万3,000円の減額は、サマージャンボ宝くじ、及びハロウィンジャンボ宝くじの交付実績に基づき減額補正するものであります。

4目雑入、2節財産管理費収入1,558万7,000円は、8月の落雷被害に対する補償金です。建物等共済補償費については、概算で12月補正をさせていただきましたが、補償金が精算され、追加し補正を行うものであります。

8節社会福祉総務費収入、172万4,000円は、福祉医療費の高額返戻分を、令和7年1月末時点の実績に基づき、追加補正するものであります。

16節予防費収入、269万4,000円の減額は、記載の2項目とも定期接種の実施に伴い、減額補正するものであります。

21節事務局費収入、70万3,000円は、旧津具中学校閉校記念事業交付金の精算を行い、精算金を返納するものであります。

5目過年度収入、1節過年度収入、35万1,000円は、後期高齢者福祉医療高額返戻分を令和7年1月末時点の実績に基づき、補正するものであります。

192、193ページを御覧ください。

22款町債、1項辺地対策事業債、1目辺地対策事業債、1節駒ヶ原辺地債、70万円の減額は、林道舗装事業について借入れを抑えられたことにより減額補正するものであります。

2項過疎対策事業債、1目総務債、1節総務管理債、270万の減額は、地方債の補正で説明を参照していただき、受電キュービクル機器更新については起債対象から外れ、AsJYOC2025については、借入れを抑えられたことにより減額補正するものであります。

2節交通対策債、1,190万円の減額は、庁用バス購入を見送ったため減額補正するものであります。

3目民生債、1節社会福祉債、60万円の減額は、やすらぎの里空調設備更新事業について、借入れを抑えられたことにより減額補正するものです。

5目教育債、3節保健体育債、220万円の減額は、つぐクリーンプラザ楽屋天井改修事業の事業費の確定に伴い、減額補正するものであります。

6目衛生債、1節保健衛生債、980万円の減額は、簡易水道更新事業について事業実績に伴い、減額補正するものであります。

2節清掃債、140万円の減額は、北設広域事務組合負担金として、収集用トラック購入事業について、借入れを抑えられたことによる減額補正です。

7目商工債、1節商工債、150万円の減額は、きららの森林整備事業について、事業の見直し、検討等に伴い、事業実績に伴い減額するものであります。

194、195ページを御覧ください。

9項愛知県山間市町村振興資金貸付金、1目愛知県山間市町村振興資金貸付金、1節愛知県山間市町村振興資金貸付金、1,120万円は、調査について説明したとおり、起債が希望どおり借りられなかったため、減額調整された事業等の財源として、当貸付金に振り替えた補正であります。

歳入の総額は、歳出同様に、717万3,000円であります。

引き続き、国民健康保険特別会計に移ります。

議案第21号「令和6年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」について説明しますので、227ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出については増減なしとして、予算総額を6億1,019万9,000円とするものであります。

それでは、歳出から説明しますので、240、241ページを御覧ください。

3款国民健康保険事業費納付金、1項1目一般被保険者医療給付費の補正は、国庫支出金等の減額など歳入の財源更正に伴い、歳出の財源更正を行うものであります。

2項後期高齢者支援金等、1目一般被保険者後期高齢者支援金等の補正については、借入金の増額などの歳入の財源更正に伴い、歳出の財源更正を行うものであります。

3項介護給付費、1目介護給付費等の補正についても、借入金の増額などの借入れ財源更正に伴い、歳出の財源更正を行うものであります。

次に、歳入を説明しますので、236、237ページを御覧ください。

1款国民健康保険料、1項1目一般被保険者国民健康保険料、1節現年度医療給付金分から5節過年度分までは、いずれも、令和7年度1月時点の調定実績に基づき、修正するものであります。

一般被保険者国民健康保険料4項目の補正額は、107万7,000円の減額であります。

5款県支出金、1項1目保険給付費等交付金、2節特別交付金、473万2,000円の減額は、2号分については県内の市町村の特殊な事情に応じる細かな調整等のため活用される制度であり、県繰入金が増収率の成果で判断される要因があるため、設楽町は増収率の減少に伴い算定された結果、減額となったための補正です。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金、427万2,000円は、県交付金申請額に合わせて補正を行うものです。

238、239ページを御覧ください。

2項1目基金繰入金、1節基金繰入金、253万7,000円は、歳入歳出の財源調整による減額補正であります。失礼しました。増額補正であります。

7款繰入金、1項1目繰入金、1節前年度繰越金、100万円の減額は、今年度の実績を精査した結果、減額補正をするものであります。

続いて、後期高齢者特会のほうに移ります。

議案第22号「令和6年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」について説明しますので、243ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ446万3,000円を追加し、予算総額を2億4,281万3,000円とするものであります。

それでは、歳出から説明しますので、254、255ページを御覧ください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、18節、446万3,000円は、今年度の保険料負担金の不足額を補正するものです。

具体的には、保険料収入の見込額、調定額との差額分の計上と、令和5年度から6年度への振替支出分の補充に伴うものであります。

続いて、歳入について説明しますので、252、253ページを御覧ください。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目後期高齢者医療保険料、1節現年度分特別徴収保険料と、2節現年度分普通徴収保険料は、いずれも、令和7年1月時点の調定見込みに基づき修正するものであります。

後期高齢者医療保険料としては、109万9,000円の補正であります。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金、336万4,000円は、歳出で説明したとおり、令和5年度から令和6年度の振替支出分の補充に伴い、今年度の保険料負担金の不足額について、一般会計から繰り入れた補正を行うものであります。

続いて、町営バス特会に移ります。

議案23号「令和6年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第2号）」について説明しますので、資料の257ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ92万円を減額として、予算総額を6,036万2,000円とするものであります。

それでは、歳出から説明しますので、268、269ページを御覧ください。

1款総務費、1項1目一般管理費、1節報酬、81万9,000円の減額から8節、10万1,000円の減額は……失礼しました。8節、旅費10万1,000円の減額は、町営バス事務職員を配置するため、予算を認めていただいていたりましたが、雇用に至らず減額する補正であります。

2目町営バス路線運行費については、愛知県からのバス路線対策費補助金対象路線4路線、宇連長江線、三都橋豊邦線、稲武線、東栄設楽線の補助金額の確定に伴い財源更正をするものであります。

続いて、歳入について説明しますので、266、267ページを御覧ください。

3款県支出金、1項1目県補助金、1節バス路線対策費補助金、363万3,000円の減額は、歳入で説明したとおり、愛知県からのバス路線対策費補助金の補助金額の確定に伴い減額するものであります。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金、271万3,000円は、歳入歳出補正額の調整により一般会計より繰入れする補正であります。

続いて、議案24号「令和6年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第1号）」について説明しますので、271ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ100万円を減額し、予算総額を8,307万4,000円とするものであります。

それでは、歳出から説明しますので、282、283ページを御覧ください。

1款総務費、1項1目一般管理費は、歳入の財源更正に伴う調整ですが、実質、同項間のため、予算の変更はありません。

2 款医療費、1 項 1 目事業費、10 節、100 万円の減額は、医療材料費が患者数の減少に伴い、減額補正するものであります。

次に、歳入について説明しますので、280、281 ページを御覧ください。

1 款診療収入、1 項 4 目一部負担金、1 節現年度分、100 万円の減額は、歳出理由同様に、患者数の減少に伴い減額補正するものであります。

続いて、議案第 25 号「令和 6 年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第 1 号）」についてを説明しますので、資料の 285 ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 390 万円を減額し、予算総額を 558 万円とするものであります。

それでは、歳出から説明しますので、296、297 ページを御覧ください。

2 款諸支出金、1 項 1 目一般会計繰出金、27 節繰出金、390 万円の減額は、一般会計で公共下水道施設接続に伴う加入分担について説明したとおり、今年度、公共下水道施設利用のための接続申出については、当初見込みより少なかったため、一般会計への繰出しを減額補正するものであります。

次に、歳入について説明しますので、294、295 ページを御覧ください。

3 款繰入金、1 項 1 目財政調整基金繰入金、1 節財政調整基金繰入金、390 万円の減額は、歳出で説明した理由に合わせて、一般会計の繰出財源としていた財政調整基金からの繰入れを減額補正するものであります。

続いて、議案第 26 号「令和 6 年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第 2 号）」について説明しますので、資料の 299 ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出については増減なしとして、予算総額、303 万 2,000 円とするものであります。

歳出を説明しますので、304、305 ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、26 節公課費 30 万円の減額は、消費税及び地方消費税について、新城税務署から今年度はインボイス申請が不要である旨の指導を受け、減額補正するものであります。

2 款諸支出金、1 項 1 目積立金、24 節積立金、30 万円は、公課費の減額に伴う調整を財政調整基金一般積立金において歳出更正する補正であります。

続いて、議案第 27 号「令和 6 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 2 号）」について御説明しますので、307 ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 70 万 3,000 円を追加し、予算総額を 540 万 1,000 円とするものであります。

歳出から説明しますので、318、319 ページを御覧ください。

2 款財産区事業費、1 項 1 目財産区事業費、10 節需用費、30 万円の減額と、12 節委託料、10 万円の減額は、実績に基づき補正するものです。

24 節積立金、130 万 3,000 円は、旧津具中学校閉校記念事業の精算と上記の歳出削減額の調整に伴い、積立てをするものであります。

26 節公課費、20 万円の減額は、今年度は、軽減措置を受け、20% 分の納付 4 万 5,000 円とったため、減額補正するものであります。

次に、歳入について説明しますので、316、317 ページを御覧ください。

2 款繰入金、2 項 1 目一般会計繰入金、1 節一般会計繰入金、70 万 3,000 円は、歳出で説明したとおり、津具中学校閉校記念事業の精算した精算金の戻入れをするものであります。

続いて、議案第28号「令和6年度設楽町簡易水道事業会計補正予算(第2号)」について説明しますので、321ページを御覧ください。

まず、議案書の第1条は総則であります。

第2条は業務の予定量であります。

予算書第2条第4項を、(4)主な建設改良事業、原水及び浄水施設建設改良費、1億4,630万円、配水及び給水施設建設改良費、3億2,626万3,000円に改めるものであります。

第3条は、収益的収入及び支出についてです。

予算書第3条の本文を、「収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中、地方公営企業法の財務規定の適用に要する経費に充てるため、公営企業会計適用債4,800千円を借り入れ、水質検査費及び水道施設修繕費に充てるため、簡易水道運営基金5,804千円を取り崩す」に改めるものです。

第4条は、同じく収益的収入及び支出についてです。

収入につきましては、1款、2項営業外収入として、375万6,000円の減額を補正するものです。

支出につきましては、1款、1項営業費用として、87万円の減額と、2項営業外費用として、90万7,000円の減額補正をするものです。

322ページを御覧ください。

第5条は、資本的収入及び支出についてです。

予算第4条を、「資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額81,002千円は、引継金81,002千円で補てんするものとする。)」に改めるものであります。

第6条は、同じく資本的収入及び支出についてです。

収入につきましては、1款、1項分担金及び負担金として、292万6,000円の増額と、2項他会計負担金として、17万5,000円の減額、そして、3項他会計補助金として、1,158万3,000円の減額、5項企業債として、710万円の減額、6項基金取崩収入として、220万円の減額を補正するものであります。

支出につきましては、1項1目建設改良費として、1,813万2,000円の減額補正をするものです。

第7条は、企業債についてです。

公営企業会計適用債の限度額を710万円減額補正するものです。

第8条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費についてです。

(1)職員給与費については、139万8,000円の減額を補正するものです。

第9条は、他会計からの補助金であります。

「予算第9条中、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「296,707千円」を「280,992千円」に改める」ものであります。

資料の323から332ページについては、キャッシュ・フロー計算書などが添付されていますので、御参照いただきたいと思います。

次に、収益的収入及び支出の調査内容について説明しますので、334ページから337ページを御覧ください。

今回の補正は、事業完了に伴う年度末精算による減額補正がほとんどですが、その中で、金額の大きい事業を中心に説明します。

まず、収益的収入及び支出の支出についてですが、336、337ページを御覧ください。

1 款水道事業費用、1 項 3 目総係費は、2 節給料から 5 節法定福利費まで、職員 2 名分の給与などで、不用額の補正です。

4 目、減価償却費は、1 節、2 節の有形、無形に係る固定資産減価償却費を、令和 5 年度末の固定資産データに基づく減価償却費の確定により、316 万 8,000 円を増額補正するものであります。

5 目、資産消耗費は、1 節固定資産撤去費について、年度末精算により 264 万円を減額するものです。

2 項、営業外費用については、97 万 7,000 円を減額補正します。

2 目消費税及び地方消費税と、3 目雑支出の、過誤納還付金は、実績により減額するものであります。

次に、収益的収入及び支出の収入についてですが、334、335 ページを御覧ください。

1 款水道事業収入、2 項 1 目他会計負担金、1 節他会計負担金、21 万 8,000 円は、総務省からの公営企業繰出通知に基づき算出した結果、増額補正するものであります。

2 目他会計補助金、1 節他会計補助金、413 万 2,000 円の減額は、人件費等に係る調整、他会計補助金、不課税、特定収入などの計上額の構成により、減額補正するものであります。

3 目長期前受金戻入については、令和 5 年度末時点の固定資産データに基づく長期前受金戻入額の確定により、35 万 3,000 円を減額するものであります。

4 目消費税及び地方消費税還付金と、5 目雑収益、消費税還付加算金については、増額補正するものであります。

次に、資本的収入及び支出の詳細内容について説明しますので、338、339 ページを御覧ください。

まず、資本的収入及び支出の支出についてですが、下段のほうに支出が載っております。

1 款資本的収入、1 項分担金及び負担金……失礼しました。収入ですね、そのページの上段のほうに載っております。

1 款資本的収入、1 項分担金及び負担金、2 目加入分担金につきましては、大口径の新規加入者、変更者があり、292 万 6,000 円を増額補正です。

2 項他会計負担金は、適用債元金分及び児童手当分の繰入れ調整により 17 万 5,000 円を減額するものです。

3 項他会計補助金は、過疎債分の繰入れ減額等により 1,158 万 3,000 円の減額。

5 項企業債は、起債対象額の減額に伴う起債予定額の減額により 710 万円を減額するものであります。

6 項、基金取崩収入は、基金充当事業の事業費の確定に伴い、220 万円を減額する補正であります。

続いて、議案第 29 号「令和 6 年度設楽町下水道事業会計補正予算（第 3 号）」についてを説明しますので、341 ページを御覧ください。

まず、議案書の第 1 条は総則、第 2 条は業務の予定量についてです。

予算第 2 条第 4 号を、(4) 主な建設改良事業、管渠建設改良費を 4 億 8,081 万 5,000 円に改めるものであります。

第 3 条は収益的収入及び支出についてです。

収入につきましては、1款2項営業外収益として2,050万6,000円の増額補正をするものです。

支出につきましては、1款1項営業費用として2,416万9,000円の増額、2項営業外費用として30万円の増額をするものです。

第4条は資本的収入及び支出です。

予算第4条を、「資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額64,985千円は、引継金61,393千円、過年度損益勘定留保資金3,592千円で補てんするものとする。)」に改めるものであります。

342ページを御覧ください。

第5条は、同じく資本的収入及び支出についてです。

収入につきましては、1款1項分担金及び負担金として、348万6,000円の減額を、2項他会計補助金として、3,163万円の増額を、3項補助金として、6,722万円の減額補正するものです。

支出につきましては、1款1項建設改良費として、7,720万円の減額を補正するものであります。

第6条は他会計からの補助金であります。

「予算第9条中、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「456,375千円」を「493,615千円」に改める」ものであります。

他会計からの補助金については、3億7,037万円を3億7,009万3,000円に改めるものであります。

343から349ページの資料につきましては、キャッシュ・フロー計算書などが添付してありますので、御参照いただきたいと思います。

次に、収益的収入及び支出の説明をしますので、352ページから353ページを御覧ください。

今回の補正は、簡易水道事業会計同様に、事業完了に伴う年度末精査による減額補正がほとんどですが、その中で金額が大きい事業を中心に説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出の支出についてですが。

1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費、22節動力費、11万円の減額は、マンホールポンプ電気料の不用額による減額です。

2目処理場費、16節手数料、186万9,000円の減額は、年度末精算により減額補正するものです。

22節動力費、29万7000円の減額は、処理場の電気料の不用額により減額補正するものです。

3目総係費、11節燃料費、農集排分の燃料費の9万8,000円の減額は、年度末精算により減額するものです。

12節、農集排の光熱水費の6万6,000円の減額は、実績により減額するものであります。

14節通信運搬費、農業集落用ですが、29万6,000円の減額は、津具地区のクラウド化に伴い、不要となった通信契約を解除したことにより減額補正をするものであります。

4目、減価償却費、1節2節の有形、無形にかかる固定資産減価償却費を令和5年度末の固定資産データに基づく減価償却費の確定により、116万5,000円を増額補正するものであります。

5目資産消耗費については、緊急通報装置のクラウド化に伴う専用線の撤去により、残存価格分の除却が必要なことや、工事内容が撤去のみで取得資産でないため、資産的支出から収益的支出へ組み替えたことにより、2,570万円の増額補正をするものであります。

2項営業外費用につきましては、2目消費税及び地方消費税を増額するものであります。

352、353ページを御覧ください。

次に、収益的収入及び支出の収入についてですが。

1款下水道事業収入、2項営業外収入、1目他会計負担金は、支払い利息及び減価償却費等の確定に伴い、42万8,000円の減額。

2目他会計補助金は、561万円の増額。詳細については、下水道事業において全体収支の財源調整の結果、701万4,000円の減額をするものであります。

農業集落排水事業において、収益的支出と資本的支出間の組替え等、全体収支の財源調整の結果、1,262万4,000円を増額しており、他会計補助金としては561万円の増額となりました。

3目補助金は、1節県補助金、農山漁村地域整備交付金について、工事内容が撤去のみで取得資産ではないため、資本的支出から収益的支出へ組替えを行い、財源として予定していた県費補助金を合わせて組替えをいたしました。

4目長期前受金戻入は、令和5年度末の固定資産データに基づく、長期前受金戻入額の確定により83万6,000円を増額するものです。

5目消費税及び地方消費税還付金については、消費税の還付金の確定により3万2,000円を減額するものであります。

次に、資本的収入及び支出の詳細について説明しますので、356、357ページを御覧ください。

まず、資本的収入及び支出の支出についてですが。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目管渠建設改良費、36節工事請負費、7,220万円の減額は、公共下水道事業において、国庫補助金の減額に伴い工事費の減額が生じたことにより、5,300万円の減額と、農業集落排水事業において、津具地区遠方監視装置通信線撤去工事に係る予算の組替えにより、2,420万円を減額することにより、2件の要素で7,720万円を減額補正するものであります。

次に、資本的収入及び支出の収入についてですが。

1款資本的収入、1項分担金及び負担金、1目加入者分担金、1節加入者分担金、348万6,000円の減額は、田口地区公共下水道施設への加入者数が、予測よりも少なかったため減額補正するものであります。

2項他会計補助金、2目他会計補助金、1節他会計補助金、3,163万円は、加入者分担金の繰入不足や建設改良費に係る財源調整により3,163万円の増額補正をするものであります。

3項補助金、1目国庫補助金、1節公共下水道事業費補助金、5,270万円の減額は、社会資本整備総合交付金が内示割れとなったため、減額補正するものであります。

2目県補助金、1節農地費補助金、1,452万円の減額は、予算の組替えにより減額補正するものであります。

以上、補正予算については以上であります。

議長 補正予算を、一気に1時間以上にわたって説明をしていただきました。お疲れさまでした。

ここでお諮りします。休憩をとりたいと思いますがよろしいですか。御異議はございませんか。

(異議なし)

議長 それでは、25分まで。ごめんなさい、15分間、すいません、休憩をとりたいと思います。25分まで。お願いします。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時25分

議長 休憩前に引き続き、会議を始めます。先ほど提案理由の説明が終わりました。質疑、討論、採決は1件ごとに行います。

議案第20号「令和6年度設楽町一般会計補正予算(第8号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

6金田 ページ数で言うと、207ページの民生費のところ、民生費の保育園費のところで伺いますけども。

解体工事費、単独事業で看板撤去工事を見てあったんですけども、これは多分、清嶺保育園の看板だと思うんです。この看板というのは、骨まで全部取ってしまうのか、名前だけ取ってしまうだけなのか。撤去の詳細だけ教えていただきたいんですけど。

町民課長 一応、今のところ全部とってしまう予定ではありますけど。見えますよね、清嶺保育園ってやつ。対象はあの看板です。一応基礎まで取る予定ではあります。

6金田 もう一遍確認です。基礎まで取って10万円ということで、こればかりの予算でできるのか。

それと、もう一個は、あれは僕としては再利用でもするのかと思っていたんですけど、全部取っちゃうですね。

町民課長 すみませんでした。基礎まではちょっと厳しいものですから、そうです。はい。すみませんでした。

議長 よろしいですか。ほかにありましたら、お願いします。

6金田 次、教育費のページ数221ページ。教育費の4項社会教育費の文化文化財費のところでお伺いしますけども、芸術鑑賞会開催委託、マイナス52万1,000円ってあるんですけど、この事業はやらなかったという解釈でいいですか。

教育課長 失礼します。この減額につきましては、予定していた当初予算よりも実施をした芸術鑑賞会の費用が安く済んだものですから、実績に合わせて減額するものです。

6金田 たしか私の記憶だと、当初予算100万ぐらいだったと思うんですけど、半分で済んじゃったと。

(発言する者あり)

6金田 という解釈でいいんですね。

議長 お答えをお願いします。

教育課長 当初予算は110万ありましたが、50万近くで済んだということです。

議長 よろしいでしょうか。ほかにありましたらお願いします。

(なし)

議長 よろしいですか。それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これですべての討論を終わります。

議案第20号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第20号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第21号「令和6年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第21号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第21号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第22号「令和6年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第22号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第22号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第23号「令和6年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第2号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第23号を採決します。採決は、起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。
議案第23号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第24号「令和6年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第1号）」の
質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第24号を採決します。採決は、起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。
議案第24号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第25号「令和6年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第1号）」の
質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第25号を採決します。採決は、起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。
議案第25号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第26号「令和6年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第2号）」の
質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第26号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第26号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第27号「令和6年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第2号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第27号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第27号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第28号「令和6年度設楽町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第28号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第28号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第29号「令和6年度設楽町下水道事業会計補正予算（第3号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第29号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第29号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第32、議案第30号「令和7年度設楽町一般会計予算」から日程第42、議案第40号「令和7年度設楽町下水道事業会計予算」までの11議案を、一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第30号から議案第40号まで、11議案を一括して説明させていただきます。

令和7年度一般会計予算及び8特別会計並びに2事業会計につきましては、先ほど町長から施政方針の中で、第2次総合計画の6つの行動指針に基づき、当初予算の概要、主な事務事業について申し上げたところであります。

また、予算の詳細内容につきましては、この後設置される予定の予算特別委員会において、担当課長からそれぞれ詳しく説明するとともに、当初予算の概要に、重点かつ詳細な事務事業を記載していますので、私からは、議案についての説明とさせていただきます。

初めに、議案第30号「令和7年度設楽町一般会計予算」について説明しますので、資料の359ページを御覧ください。

一般会計歳入歳出予算総額は、65億8,332万1,000円で、前年度比6億3,527万1,000円、10.7%の増であります。

第2条の地方債は、366、367ページの第2表に記載する過疎対策事業債26件、緊急浚渫推進事業債1件、緊急防災・減災事業債4件及び一般単独事業債2件、計33件、5億3,270万円を計上しております。

第3条の一時借入金は、借入れの最高額を5億円と規定しております。

第4条は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に過不足が生じた場合は、同一款内における各項間の流用について規定をするものであります。

なお、以下、特別会計においても同様であります。

令和7年度の大型事業といたしましては、北設情報ネットワーク民間移行事業負担金に1億4,566万円、水力発電事業PFIアドバイザリー業務委託に5,140万円を計上しております。また、コロナ過で中断しておりました中学生海外派遣事業を再開し、2,192万円を計上しております。そのほかは、町道維持修繕工事として9,890万円。消防ポンプ車の購入費として1,901万円。前年度に引き続き、DX推進に係る職員研修として792万円などを計上しております。

続いて、議案第31号「令和7年度設楽町国民健康保険特別会計予算」について説明しますので、369ページを御覧ください。

歳入歳出予算額は、4億9,285万8,000円で、前年度比1億1,457万8,000円の減。18.9%の減であります。

第2条の一時借入金は、借入れの最高額を2,500万円と規定しております。愛知県事業納付金が減額したことにより減額となりました。

引き続き、議案第32号、「令和7年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」について説明しますので、373ページを御覧ください。

歳入歳出予算総額は、2億4,067万9,000円で、前年度比1,750万2,000円、7.8%の増であります。

第2条の一時借入金は、借入れの最高額を2,000万円と規定しております。
引き続き、愛知県後期高齢者医療広域連合と連携し、安定した保険運営に努めるものであります。

続いて、議案第33号「令和7年度設楽町町営バス特別会計予算」について説明しますので、377ページを御覧ください。

歳入歳出予算総額は、4,751万5,000円で、前年度比1,196万6,000円、20.1%の減であります。

昨年ありました、町営稲武線のバス購入事業がなくなり、減額となったものであります。

議案第34号「令和7年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」について説明しますので、381ページを御覧ください。

歳入歳出予算総額は、8,771万円で、前年度比363万6,000円、4.3%の増であります。

雨漏りによる腐食を防止するため、つぐ診療所のキャノピーの修繕工事を行います。

引き続き、週5日の診療を実施していくことのほかに、月に1回、整形外科医の診療、週に1回の理学療法士によるリハビリ事業を行い、的確な医療サービスを提供してまいります。

続いて、385ページからの、議案第35号「令和7年度設楽町田口財産区特別会計」から、議案第38号「令和7年度設楽町津具財産区特別会計予算」までにつきましては、総額1,224万5,000円となり、前年度比218万2,000円、15.1%の減であります。

以上、8特別会計歳入歳出予算総額は、8億8,100万7,000円であります。

引き続き、議案第39号「令和7年度設楽町簡易水道事業会計予算」について説明しますので、401ページから御覧ください。

収益的支出予算額4億9,504万4,000円と、資本的支出予算額6億3,565万8,000円の合計額は11億3,070万2,000円であります。前年度比7,201万7,000円、6.8%の増であります。

主な要因としては、令和7年度も、引き続き田口地区の公共下水道管渠工事の進捗に合わせ、耐震性のある水道管の更新の施工を実施するとともに、設楽ダム建設事業に関連する導水管移設工事を進めます。

そして、特別会計同様の目的である、安全で安定した水道水を提供できるよう、引き続き維持管理に努めてまいります。

続いて、議案第40号「令和7年度設楽町下水道事業会計」についてを説明しますので、437ページからを御覧ください。

収益的支出予算額3億7,579万8,000円と、資本的支出予算額8億7,911万7,000円の合計額は、12億5,491万8,000円であります。前年度比1億7,335万4,000円、16.0%の増であります。

主な要因としましては、田口地区で施工中の特定環境保全公共下水道事業における管渠布設工事予定額の増額によるものであります。

公共下水道事業につきましては、引き続き令和7年につきましても、田口地区の管渠工事を進めるとともに、宅内工事の進捗を図り、さらなる加入率の向上に努めてまいります。

また、農業集落排水事業につきましては、農業集落排水事業最適整備構想5か年計画に基づき、引き続き、愛知県の協力を得て、機能強化等のため、津具地区及び名倉地区の更新事業を進めてまいります。

そして、両事業とも、特別会計に同様の目的である快適な生活環境の整備、公共水域の保全などに努めるため、引き続き維持管理に努めてまいります。

以上、2つの企業会計の予算額は、23億8,502万円であります。

そして、令和7年度は、設楽町簡易水道事業会計、設楽町下水道事業会計が公営企業会計において3年目となりますが、まだまだ慣れない事務処理もありますが、誤りのないよう細心の注意を払い進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上で、議案の説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第30号から議案第40号までの11議案については、慎重審査の必要があると認められますので、議長を除く9名で構成する予算特別委員会を設置して審査したいと思っております。これに御異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 議案第30号から議案第40号までの11議案については、9名による予算特別委員会を設置し、付託して審査することに決定しました。

お諮りします。予算特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、村松一徳君、村松純次君、原田純子君、原田直幸君、七原剛君、金田敏行君、山口伸彦君、田中邦利君、今泉吉人君を指名したいと思っております。これに御異議はありますか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。

予算特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

予算特別委員会の方は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長を選任を行い、その結果の報告をお願いします。

お諮りします。ここで、暫時休憩することに御異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時47分

再開 午後2時58分

議長 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長の互選について報告がありました。

委員長に9番今泉吉人君、副委員長に4番原田直幸君が選任されましたので、御承知おきください。

なお、予算特別委員会は、本日、定例会終了後に一般会計予算の説明。3月17日午後9時から、総務建設委員会所管特別会計の説明、質疑。3月18日午前9時から文教厚生委員会所管特別会計、事業会計の説明、質疑、質疑終了後に採決となります。

それから、加えて今日日程的に大分進んでいるということで、3月13日、一般質問の後でも時間をとって、予算の説明をしていただくような工夫をしたいと思っておりますので、御承知おきください。よろしく願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれで散会といたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2 時59分